

産業生活常任委員会  
決算・予算常任委員会産業生活分科会

(令和4年8月31日)

○ 平野貴之委員長

どうも皆さんお疲れさまでした。

引き続き、産業生活常任委員会を開始いたしますので、事務局はインターネット中継をオンにしてください。

審査順序につきましては、市立四日市病院、市民生活部、シティプロモーション部、商工農水部の順で審査を行います。

また、シティプロモーション部から1件の協議会、商工農水部から2件の報告事項がございます。いずれも当委員会中に取り扱ってまいりますので、ご了承ください。

今定例月議会においては、決算審査と予算審査を連動させるサイクルの構築に向けた取組を実施することとなっております。決算常任委員会分科会としては、次期予算編成に向けて政策提言が必要と思われる事業等について議員間討議を行い、全体会審査に送るに当たっての論点を整理する必要があります。議会としての提言が必要と思われる事業等につきましては、委員の皆様からも議員間討議のご提案を募っていきたいと思います。

なお、前年度の提言事項に関し、以前、理事者から進捗状況の報告があり、各分科会の決算審査においては今後の取扱いについての分類整理を行うこととされております。

また、会議用システムには参考資料として、提言チェックシート、政策提言に係る進捗状況をアップロードしております。関係する部局の決算審査時には、こちらの資料を参考にしながら分類整理したいと思います。

次に、今回の委員会の中で新たな所管事務調査を実施するかどうかを確認させていただきますが、提案はありますか。

(なし)

○ 平野貴之委員長

では、今議会中の委員会中での所管事務調査は実施しないということにさせていただきます。

なお、休会中の所管事務調査については、後の日程で諮りたいと思いますのでよろしく申し上げます。

本日の審査の進め方についてですが、8月23日に開催された議案聴取会において、担当部局より各議案についての説明を一通り受けておりますので、本日は、議案聴取会で請求のあった追加資料の説明を受けた後、質疑に入りたいと思います。

それでは、監査委員の皆さんは退室をお願いします。

それでは、市立四日市病院に係る議案の審査に入ります。

まず、院長よりご挨拶をお願いします。

#### ○ 金城市立四日市病院院長（病院事業管理者）

院長の金城でございます。

平素は、市立四日市病院の運営に種々ご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、本日は、令和3年度当院の事業決算についてご審査を賜ります。

令和3年度の決算は、新型コロナウイルス感染症の流行が収束しない中、患者数は伸び悩んだものの、高度医療の提供により高い診療単価を維持してきたことで、総収益では増収となりました。しかしながら、給与費や診療材料費の増などによる費用の増加が収益の増加を上回ったことにより、前年度に続いて赤字計上となりました。

いまだコロナ禍の収束が見通せない中、当面の間は厳しい病院運営が想定されますが、今後も経営改善に努めながら、引き続き、北勢地域の中核病院として、安全、安心で良質な医療を提供し続けるため、大規模改修工事も進めてまいります。

それでは、これより事務局から資料の説明をさせていただきますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

#### 議案第20号 令和3年度市立四日市病院事業決算認定について

#### ○ 平野貴之委員長

それでは、議案第20号令和3年度市立四日市病院事業決算認定についてを議題として審査を行いますので、追加資料の説明をお願いします。

#### ○ 稲垣市立四日市病院総務課長

市立四日市病院総務課長の稲垣でございます。

議案聴取会でご請求をいただきました追加資料につきまして、説明をさせていただきます

す。

タブレットにつきましては、左上の今日の会議の下から二つ目、産業生活常任委員会、分科会で、001市立四日市病院（関係資料）、こちらのほうをお願いいたします。

資料の5ページをお願いいたします。

1、職員数、時間外勤務時間数、職員給与費の推移でございます。こちらは樋口委員さんからご請求をいただいた資料になります。

5ページに医師、それから看護師、6ページに薬剤師や診療放射線技師などの医療技術員について、表形式での資料でございます。

一番人数の多い（2）看護師の表で説明をさせていただきたいと思います。

こちらの表の右上に、新型コロナ影響期間として矢印を入れさせていただいております。矢印の左端が令和2年2月、コロナの感染が始まった時期ということでございます。

表の左の一番上、区分として、年度末の正職員数、それから月当たりの平均時間外勤務時間数、次に年間総額の給料と手当、手当の内数として時間外勤務手当と新型コロナ対応感染危険手当、その下に年間1人当たりの給料と手当、手当の内数といたしまして時間外勤務手当と新型コロナ対応感染危険手当でございます。

職員数につきましては、令和元年度の557人から令和3年度の596人と増加しております。これは、令和2年度末に供用開始いたしましたICU、HCUの増床対応のために看護師を増員しているものでございます。

それから、月当たりの平均時間外勤務時間数につきましては、令和元年度9.7時間、令和2年度8.6時間、令和3年度9.4時間となっております。

年間の給料及び手当の総額は、令和元年度から令和3年度にかけて増加をいたしております。時間外勤務手当の総額につきましては、令和2年度に少し減少しまして、令和3年度に戻しているということでございます。新型コロナ対応感染危険手当総額につきましては、令和元年度から令和3年度にかけて増加をしております。

次の年間1人当たりのところでございますけれども、給料は令和元年度、令和2年度はほぼ横ばい、それから令和3年度は少し減少しております。これは、令和元年度の末に定年退職者が1人、それから勧奨退職者が4人だったものが、令和2年度末は定年退職者が7人、勧奨退職者が1人となりましたので、比較的給料の高い人の退職が多かったこと、それから、年度末の育児休業者の数になりますけれども、令和2年度末の育児休業者が31人、それから令和3年度末が47人ということで、5割増しほどになっておりますので、こ

ういったことが要因として考えられます。

手当につきましてはほぼ横ばいですが、時間外勤務手当につきましては、令和2年度にやや減少して、令和3年度に戻しております。これは上の平均時間外勤務時間数と同じ傾向でございます。コロナ対応感染危険手当につきましては、令和元年度から令和3年度にかけて増加をいたしております。（1）の医師、それから（3）の医療技術員についても同様でございます。

なお、新型コロナ対応感染危険手当につきましては、6ページでございますけれども、全額補助金が充当されております。

この資料につきましてはの説明は、以上でございます。

## ○ 廣田市長 廣田市長 廣田市長

市立四日市病院医事課長の廣田でございます。

私からは資料7ページ、マイナンバーカードを活用したオンライン資格確認システムの導入につきまして、ご説明を申し上げます。

当院では、令和3年10月20日からマイナンバーカードを健康保険証として利用するためのオンライン資格確認システムを導入してございます。

資料にはございませんが、参考までに申し上げますと、8月30日現在、市内におきまして資格確認システムを導入しております病院でございますが、11病院、病床を持たない診療所については48診療所、薬局につきましては96薬局がこのシステムを導入しております。これ、厚生労働省のホームページによりますとこういう数値になってございます。

当院におきましてこのシステムを導入するに当たりまして、まず、カードリーダー及び専用端末を国のシステムに接続するための回線工事等を令和2年度中に完了いたしております。その後、事務のさらなる効率化を目的といたしまして、マイナンバーカードを通じて取得しました保険情報を当院の既存の医事会計システムに反映させるためのシステム改修、これを令和3年12月に実施してございます。

これ、下に図を掲出してございますけれども、一番左側にカードリーダーがございまして、カードリーダーで読み取って本人確認をしまして、それが下の国のシステムにつながった資格確認用端末でこの保険情報を確認する。

ここまでの作業を令和2年度中に終了してございまして、令和3年の12月には資格確認用端末で得られた情報を当院のシステムに接続するシステム改修を行ったと、こういうこ

とでございます。

導入に係る費用といたしましては、下表にございますが、総額で281万8200円でございます。そのうち187万円につきましては、社会保険診療報酬支払基金から補助金として受け取っております。

ご説明は以上でございます。

○ 平野貴之委員長

追加資料の説明は以上ですね。ありがとうございます。

それでは、まず初めに追加資料に関して質問のある方は挙手をお願いします。

○ 樋口博己委員

まず、ドクターの数なんですけど、この数は、令和2年度170人で、これは年度末ですかね。

○ 稲垣市立四日市病院総務課長

年度末の人数でございます。

○ 樋口博己委員

分かりました。

これは、令和3年は175人に増えているんですが、これは、令和2年の4月1日時点では177人って市立四日市病院中期経営計画の数字があるんですけど、これは一旦、新年度、令和2年の年度初めは増えたけれども、年度末で減って、まだ回復していないということよろしいですかね。

○ 稲垣市立四日市病院総務課長

年度途中で医局人事で異動がございまして、異動のあった後、後任者が来ないということもあります。あと、年度途中で開業をされるドクターもありますので、年度初めに多くて、年度末は少し減るとというのが毎年度の傾向でございます。

○ 樋口博己委員

そうすると、これ、中期経営計画の中では、今後、令和4年の4月1日時点では計画どおりの人数を確保できているんでしょうかね。まず、ドクターの数。看護師も含めて、医療技術員も含めて、人数的にはどうなんですか。

○ 稲垣市立四日市病院総務課長

中期経営計画で職員数の計画を立てておりますけれども、先ほどもお話しさせていただいた年度初めにつきましては、職員が増えるといいますか、その傾向がございます。これは、研修医を計画どおり採用いたしまして、ほかの看護師や医療技術員もそうですけれども、計画に沿う形といいますか、計画に合わせて職員の採用をしておりますので、おおむね計画に沿った形で職員を確保できるというふうに考えております。

○ 樋口博己委員

分かりました。

あと、コロナ前とコロナ禍での時間外勤務ということで資料をお願いしておったんですけども、ドクターにしても看護師さんにしても、これはいわゆるコロナの感染者数の状況によって、令和2年度は少し時間外勤務は減ったけれども、令和3年度はコロナ感染者が増えたからやはり時間外勤務も増えたということで理解してよろしいんですかね。

○ 稲垣市立四日市病院総務課長

時間外勤務が令和2年度に少し減ったといいますのは、患者さんの受診控えというところがありまして、外来、入院とも患者数が減少したというところがある。令和3年度につきましては、外来、入院とも少し患者さんも戻ってきておりますので、そういったところの影響があるのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○ 樋口博己委員

そうすると、令和4年度の今の状況はどうなんですか。令和2年度から令和3年度に少し時間外が増えて、今年度も増えるような傾向なんですか。

○ 稲垣市立四日市病院総務課長

先ほど申し上げました患者数の傾向からいいますと、令和4年度につきましては、現時点までのところ、ほぼ令和3年度と横ばいというふうでございますので、時間外勤務の平均としましては、令和3年度並みになるのではないかなというふうに考えております。

○ 樋口博己委員

そうすると、時間外勤務というのは、ドクターで30時間前後、看護師さんで7時間か8時間、これは技師ですか、医療技術員の方は20時間弱ぐらい。これは大体、この時間外というのは適正な時間外勤務のレベルだということ考えているんですかね。

○ 稲垣市立四日市病院総務課長

適正かどうかというのは非常に難しいかと思うんですが、平均的といいますか、過去の傾向といいますか、過去と変わらないレベルというふうに考えております。

○ 樋口博己委員

分かりました。

そうすると、コロナの状況、今後どうかは分かりませんが、やはり中期経営計画の中で、ドクターなり看護師、医療技術員なりは計画どおり、もう少し増やすということいいんですよね。

○ 稲垣市立四日市病院総務課長

医師につきましては少し増やして、看護師につきましても少し増やして、医療技術員につきましては、第4次の中期経営計画期間につきましては現状維持というふうに考えてございます。

○ 樋口博己委員

分かりました。

これ、中期経営計画の中で具体的にドクターとか看護師の数というのは出ていましたかね。ちょっとそこまで僕、よく見ていなかったんですけど。

○ 稲垣市立四日市病院総務課長



ちょっとお手元に資料をお持ちかどうかなんですが、中期経営計画の中に職員数に関する考え方というところがございまして、そこに過去の職員数の推移と、それから今後の中期経営計画の計画書の中の職員数の推移ということで計画、数字を上げさせていただいてございます。

○ 樋口博己委員

分かりました。39ページですね。

○ 稲垣市立四日市病院総務課長

お手元に資料をお持ちでしたら、ちょうど今、樋口委員さん言われたように、39ページのところで推移と計画を資料で表を上げさせていただいております。

○ 樋口博己委員

分かりました。

決算なので、今後のことなのであれですけど、年度初めは計画どおり採用できても、いろんな開業とかそんなので途中で減ってくるということなので、そんなことも含めてしっかり人員確保をお願いしたいと思います。

以上です。

○ 平野貴之委員長

ほかに質問のある方。

○ 後藤純子副委員長

マイナンバーカードを活用したオンライン資格確認システムの導入の資料、ありがとうございました。

マイナンバーカードを保険証として利用すると、医療従事者にとってはやっぱり楽になるものなんですか。何か特定健診の結果が見られたりとか、薬の情報が見られたりとかというのは、端末のほうでマイナンバーカードを保険証として利用した方の情報が分かりやすくなっていて医療従事者も何か負担が軽減されたりとか、その点、もうちょっと詳しく教えていただいてもいいですか。

## ○ 廣田市長

マイナンバーカードを保険証として活用した場合の医療情報についてでございますけれども、システムといたしましては、特定健診の過去の結果が見られるということと、あと、お薬の服薬の情報が見られるという機能がございますが、これを見ようといましてとカードリーダーを専用端末につながないといけないということがございまして、なかなかそのための場所がちょっと難しいところもございます。

一方で、特定健診の結果等といいますのは、慢性的な疾患、生活習慣病を長期的に管理していくような診療でありますと非常に便利なものでございますけれども、当院はどちらかといいますと急性期医療でございまして、専門的な治療です。高度医療を担う急性期病院でございまして、そうなりますと、特性といたしまして、今現在も見えている患者さんに迅速にその場で検査を行ってリアルタイムの情報を得たいと、こういう傾向が高いということがございます。また、紹介状を基本お持ちいただきまして、それに基づいて診療していくということもございまして、おおむね必要な情報は開業医さんの、お持ちの紹介状のほうに記載されておりますので、現在のところ、特定健診であるとかそういう情報を診察場で閲覧する必要性はそれほど高くないと、こういう認識でございます。

一方で、患者さんにつきましては、限度額というのがございまして、高額療養費に当たる金額以上のものを窓口で払わなくていいという制度がございまして、従前ですと、保険者のほうで、例えば国保の方ですと、保険年金課のほうで限度額認定証というのを紙でもらってきていただかないといけなかったんですが、これが、医事会計の窓口のほうで私の情報を見てもいいですよという同意さえいただければ、医事の職員のほうで国のシステムのほうへ接続しまして情報が得られますので、紙で取得していただく必要がございません。この点で、患者さんの利便性は大きく向上しておるものと考えてございます。

以上でございます。

## ○ 後藤純子副委員長

ありがとうございます。

カード端末を置く場所が難しいという答弁で、カード端末を置く場所というのは、今もちゃんとあるということですか。

## ○ 廣田市長

ちょっと説明が足りませんで、申し訳ございません。

現在、カードリーダーが1階の会計の受付にあります初診受付と最後に総括票というのを出していただく窓口、ここに1台ずつ、あと2回のERの受付に1台と、合計3台配置してございまして、保険証の確認に利用しておるという状況でございます。

これを各診察場で患者さんの特定健診の情報などを閲覧しようと思いますと、専用端末がまず必要になってまいります。そのためのカードリーダーも1台ずつ必要ということになってまいりまして、しかも、一外来ではなくて各診察室に配置しないと、利便上、閲覧するときには必ず患者さんの同意が必要でございますので、まず患者さんにカードをお出しただいて、リーダーで読んで、同意とやって、初めて見られるということでございますので、現実問題としては、各診察室に配置するか、または各外来に1台置きまして、ちょっと細かい話ですけど、プリントアウトして、それを医師が閲覧するという形になるかと思えます。

もちろん不可能ではないかとは思いますが、ただ、先ほど申しましたように、どちらかというところ、今現在のX線の画像であるとか、そういった検査データのほうが必要なケースが多いことから、現状のところ、必要性はそれほど高くはないという判断をしておるところでございます。

以上でございます。

#### ○ 後藤純子副委員長

実際、マイナンバーカードを保険証として利用している患者さんってどれぐらいの割合なのか、お答えいただいてもいいですか。

#### ○ 廣田市長

資格確認で利用していらっしゃる患者さんの数でございますけれども、少々お待ちください、すみません。

6月の時点で大体12件、大体平均しまして10件から15件の間で推移しております。一番多かったのが令和4年の1月、これが36件ということでございますが、今後、マイナンバーカードの取得が進みまして、保険証としての活用も進んで、啓発が進んでまいりますと、利用も将来的には伸びてくるものと考えてございます。

以上でございます。

○ 後藤純子副委員長

ありがとうございます。

○ 平野貴之委員長

ちなみに、先ほどの答弁であった特定健診の過去の結果とか薬の服用の情報というのは、患者が自分のスマートフォンでマイナンバーのアプリを使って確認することもできるんですか、自分の結果を。

○ 廣田市長

今ちょっと確かな資料が手元にございませぬのですが、恐らくちょっとできないと思われます。

○ 平野貴之委員長

分かりました。

ほかに質問のある方。

(なし)

○ 平野貴之委員長

なければ、追加資料については以上とさせていただきます、ほかの範囲で質問してある方はいますか。あるかないかだけ確認します。

(発言する者あり)

○ 平野貴之委員長

ほかにありますか。ありますね。

じゃ、引き続きの質問は、昼休み後にさせていただきますので、取りあえず休憩をさせていただきます。再開は午後1時です。

12:03 休憩

○ 平野貴之委員長

それでは会議を再開いたします。

まず初めに、理事者より発言を求められております。

○ 廣田市立四日市病院医事課長

医事課長の廣田でございます。

午前中、平野委員長からいただきましたご質問に対する答弁についてのおわびとご訂正でございます。

患者さんご本人がご自分の健診データと投薬情報を閲覧できないというふうにご答弁申し上げましたが、確認いたしましたところ、患者さんご本人がマイナンバーカードの番号とパスワードを入力することによって、ご自分で確認が可能であるということでございましたので、おわびの上、ご訂正申し上げます。どうも申し訳ございませんでした。

○ 平野貴之委員長

ということで、皆さんもマイナンバーカードを保険証として使った場合には、自分の情報を確認してみてください。

それでは、そのほかに質問のある方は挙手をお願いします。

○ 中村久雄委員

決算常任委員会資料部局別の11ページ、DPC特定病院群の指定の堅持ということで、これ、診療密度が基準に及ばなかったことから標準病院群となりましたということやけど、診療密度の基準に合格するには、後の資料を見たら、10日以内なんかなというような推測はしますけど、そこら辺のことを詳しく。

○ 廣田市立四日市病院医事課長

医事課長の廣田でございます。

DPCの診療密度と申しますのは、一定期間内にどれだけの量の医療行為、これは検査

であるとか、診察、投薬、そういったものを投入したかという値でございまして、その時々D P C制度参加病院のデータに基づいて、その時々で決まってくるというものでございます。

当院は診療密度が残念ながら前回見直し時点での基準に達しなかったということでございまして、特定病院群からD P C標準病院群に指定変更されたという状況でございます。

これにつきましては、診療の密度を上げまして、集中的に効率的に治療を行っていくというふうに対策として考えてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○ 中村久雄委員

ということは、平均在院日数とは直接イコールではない、大きく関係はするけど、直接イコールじゃないということでしょうか。

○ 廣田市立四日市病院医事課長

直接関係するものではございません。

○ 中村久雄委員

じゃ、基準というか、それに到達することが病院経営指標の目標になっておると思うんですけど、目標値を達成したらその基準に達するという理解でいいですかね。

○ 廣田市立四日市病院医事課長

先ほども申しましたように、D P C制度の基準と申しますのが、見直しがあった時点での参加病院の平均値といいますか、値によるものでございますので、例えば、今現在、10のものを12にすればよいかといいますと、ほかの病院が14に達していますとこれが到達できないということもございますのですが、ただ、そうは申しまして、当然目指すべきでございまして、できるだけ診療密度を上げてまいるということでございます。

○ 中村久雄委員

そうしたら、当院としたら、特にそれにこだわることなく、患者さんの治癒を考えて、しっかりと治療していくというのと、指標と目標を目指して行って、それでというふう

構えているという理解でいいですかね。

○ 廣田市立四日市病院医事課長

意識的に診療密度を上げるためだけに何らかの努力をするということも、これはまた不自然な部分も確かにございます。

ですので、しかるべき治療をしかるべく行っていく、その中で診療密度も、自然と上がっていくと申しますとちょっとあれなんですけれども、配慮はしつつ、当然患者さんの治療を最優先に、短期間に効率的な治療を行う、これを目指してまいりたいと、こういうことをございます。

○ 中村久雄委員

最近は、病院へ行ってもなかなかお医者さんが顔を見てくれへん、パソコンばかり見ているというような、あそこへ入院してもすぐ出されるわとかという話もよく聞く話で、そういう患者と寄り添いながらいかに効率を上げていくかが大事かと思います。相反することなので難しいかと思いますが、その辺のところをしっかりと、何をやるのと、患者さんを治癒させるという目標を忘れずに取り組んでいただいたらなというふうに思います。

あと、続けていいですか。

○ 平野貴之委員長

どうぞ。

○ 中村久雄委員

会計処理でちょっと分からんだのが剰余金ってあったでしょう。4ページかな。剰余金のマイナス、赤字で剰余金というような表記になっておるんですけど、これは会計として正しい表記というか、こういう表記なんですか。剰余金といたら余っているというのが普通の認識やけど、赤字で剰余金という表記になるのは、ちょっとその辺の説明をしてほしいなと思います。

○ 田中市立四日市病院経営企画課長

経営企画課の田中をございます。

ご質問をいただきました資本の中の一つの項目であります剰余金、通常であればこちらは利益の積み重ねによってプラスというようなことの表記になってくるかと思えますけれども、当院の場合ですと繰越しの欠損金が発生しておると、こちらに表記してある約20億6000万円もの繰越欠損金が生じておるというところがございますので、項目としては剰余金という項目で、プラスを表示する項目でございますので、結果として、当院、マイナスということになりますもので、剰余金という科目に対してはマイナス表記でもってするかございませんので、マイナス表記をしてございます。

項目によっては、繰越欠損金という表現であればプラス表記で約20億6000万円というような項目もございますし、ここの資本の部でいきますと、剰余金という項目になってございますので、結果としてマイナス表記という形で表現をさせていただいておるところでございます。

以上です。

#### ○ 中村久雄委員

分かりました。

それで、さっきの欠損金ですけれども、決算常任委員会資料23ページを見たら、当年度未処理欠損金というのが剰余金と同じ金額なんですよね、20億6027万円余りの。これの前年度も15億円出ていたんですけど、これの理由で一番大きいものから挙げてほしいんですけど、まずは命を救うというのが大前提ですから、なかなかお金が取れないような患者さんもいらっしゃるかと思うんですけど、そこら辺の内訳みたいなものを教えていただきたいなど。

#### ○ 田中市立四日市病院経営企画課長

繰越欠損金約20億6000万円、こちらの内訳ということでしょうか。

こちらは、当院の病院経営、会計を始めましてから毎年黒字とか赤字とかということ積み重ねてきておるというところがございます。累積の欠損ということですので、ずっと病院を始めてから累積しますと赤字の結果であったというようなことでございます。

今、現時点、令和3年度末時点において、今までの経営を毎年毎年積み重ねますと約20億6000万円の赤字であったという状況でございますので、過去の年々の経営成績、赤字であったか黒字であったかというようなことですが、赤字のほうが黒字よりも上回っ



ていたという結果が現時点で表れているというふうな認識ということでございます。

○ 中村久雄委員

赤字の原因というのは未収金が大きいのかなとは想像するんですけど、その辺の状況、そういう社会の状況、見えてくるかなと思って、この質問をするんですけど。

○ 田中市立四日市病院経営企画課長

未収金というのは、いわゆる診療費を患者さんによってはお支払いいただけない方の累積の部分もあるのではないかとということでございますかね。

そういった要素も、過去からの積み上げということでいけば、要素としては、全てではございませんけれども、そういった部分があるかとは思いますが。

しかしながら、本来の毎年の経営成績、損益、赤字、黒字というようなところについては、その年々の経営成績ということになりますので、それをもって約20億6000万円のほとんどを占めている、そういう認識ではないというふうに思っております。

一定の経過年数を経ますと、不納欠損処理を行うわけですが、その時点で処理をして損失を計上していくと、損益に影響させるという形でずっと積み重ねてきておりますので、そういう意味からすると、この中の一つの要素ではあるという認識ですが、大きなウェートを占めているかということで申し上げますと、そこまでのものではないという認識でございます。

○ 中村久雄委員

大きなウェートを占めているのはどういうものですか。それを説明いただけますか。

○ 田中市立四日市病院経営企画課長

要するに、赤字であったということで、費用をかけて診療してきますけれども、結局収益のほうが上回らなかった、入のほうが多かったということで決算をします。今年度につきましても約4億7000万円の赤字という決算でございました。

そういった、患者さんが少なかった等々で、いろいろ診療したり、材料費をかけたりとかということで経費をかけて診療を行ってくるわけですが、結果として、その年に、その年度に収益のほうが多回ってしまって赤字になったと。その結果の積み重ねが約20億

6000万円という結果でございます。

○ 中村久雄委員

分かりました。病院事業をやっている上での収益の差がこの積み重ねということですね。

今、話に出てきた不納欠損処理する基準とかという決まりがあるかと思うんですけど、それもちょっとご紹介いただけますか。

○ 廣田市立四日市病院医事課長

不納欠損処理の大きな部分を占めますのが時効でございますして、時効の期間がこれまで3年間であったわけでございますが、令和2年4月1日に民法の改正がございまして、期間が5年に延長されたということがございますけれども、その間、こちらから何度か当然働きかけは致すわけでございますが、どうしても支払いがなかったものに関しまして、不納欠損処理としておるものが多うございます。

それ以外は、相続の放棄、本人が亡くなられてご家族が相続を放棄されるとか、あと自己破産であるとか、そういった要素がございまして。

以上でございます。

○ 中村久雄委員

公立の病院でしたらそういうことも多々生じるかと思うんですけど、その辺は市立四日市病院はほかと比べてどんな感じですかね。それが多いのか少ないのか、最近の傾向とかというのがありましたら、特に変わりがなかったら変わらないでいいんですけど。

○ 廣田市立四日市病院医事課長

特にちょっと他院と比較ということはしたことが今のところはございませんけれども、特段、滞納金が増えておるとかという認識はございません。一定の、払っていただける方は継続して払っていただいておりますしという感じで、特に大きく増えたという認識はございませんけれども、今後、未収金につきましては対応に力を入れていく必要は当然ございますので、特に、なかなか病院から働きかけても支払いがない方につきまして、弁護士に督促を依頼してございます。法的措置をかけますよということで弁護士から通告をしていただきますと、これ、かなり効果がございまして、こういった法的措置を實際使

う、例えば少額訴訟であるとか弁護士をもっと活用するとか、そういった方向で考えてま  
いりたいと思います。

ただ、これにつきましても、経験者がどうしても、滞納整理といいますか債権管理の専  
門的な知識を持っておる職員が実を申しますとちょっと不足しておる状況もございますの  
で、人事当局のほうに継続的に専門的な知識を持った職員を、例えば収納推進課のほうか  
らこちらへ配置していただくようにと、こういった働きかけを今継続的に行っておると  
ころでございます。

以上です。

#### ○ 中村久雄委員

払える能力があるのに払わずにということは、そういうのは絶対きちっとやっていただ  
きたいと思います。

ただ、やっぱり命を救うのがまず第一義に来て、その方が全然収入がなかったりとい  
う方もたくさんいらっしゃると思いますので、行き過ぎのないようにその辺もやっていただ  
いたらなと思います。

よく分かりました。ありがとうございます。終わります。

#### ○ 平野貴之委員長

ほかに質問のある方。

#### ○ 樋口博己委員

先ほど、中村委員がD P Cのお話の質疑をされたところなんですけど、これは、特定病  
院群、一旦外れると一定期間があるかと思うんですけども、これ、次に復帰できるタイ  
ミングというと何年度になるんでしょうかね。

#### ○ 廣田市立四日市病院医事課長

令和6年度の見直しということになります。

#### ○ 樋口博己委員

そうすると、それは令和3年度の決算の中で外れたということなので、令和2年度まで

の成果で評価されて令和3年度で外れたということなのか。もし、令和6年度で復帰できるとすると、何年度から何年度の成果を見られるわけですか。

○ 廣田市長 四日市病院医事課長

今年の10月から来年の9月と、この実績ということになります。決算とは直接関係ございませんけれども、次のDPCの見直しについてはそういうことになります。

○ 樋口博己委員

分かりました。

ぜひとも、先ほども質疑で、市立四日市病院だけの努力で評価されるわけじゃなくて相対的な評価だということなのであれですが、しっかり努力いただきたいんですけども、中期経営計画の14ページの健全経営に向けてというところで、診療科別収支、DPCデータ等の分析を行い、経営層に安定的、持続的な経営を行うための提言ができるよう、事務局機能を強化することが必要だというふうに書かれていまして、これは、組織再編で経営企画課ができていますのでそういうことなのかなと思います。具体的に、DPCの分析ってどのような形で分析して、それをどう次年度の経営に生かしているのか少し具体的に説明いただけたらと思いますが。

○ 廣田市長 四日市病院医事課長

医事課の廣田でございます。

DPCの分析でございますが、なかなかDPCというのは複雑なところがございまして、日常的な努力といたしましては、例えば病名のつけ方であるとか、そういったものが点数に影響してくることもございます。ですので、医事課のほうで、専門的に担当しておる職員がございまして、その者が、抽出調査ではあるんですけども、レセプトをチェックいたしまして、その中で適正な請求ができるように医師のほうに働きかけを行うと、こういった努力を、働きかけを日常的に行っておるところでございます。

以上です。

○ 樋口博己委員

ちょっと難しくて分かりづらいんですけども、DPCって一つの包括的な治療をする

わけですよ。そうすると、その最初の見立てでAさんという患者さんはこういう病気だからこういう治療をするという、最初の見立てが大事という意味ですかね。

#### ○ 廣田市長四日市病院医事課長

例えば、大腸が腸閉塞を起こしましたと、腸閉塞という病名をつけまして、手術、投薬、検査をやりましたと、その結果、大腸がんであることが分かったと、こういうことがあった場合に、その病名を腸閉塞とするか、または大腸がんとするか、医師が最初、当然症状としては腸閉塞ですので腸閉塞とつけるわけですけど、その後、判明した大腸がんという病名に変更を忘れておるとか、そうしますと、1日当たりの点数で、がんの治療ということになりますとまた点数が上がってまいりますので、遡って点数が上がってくると、こういうこともございますので、そういったチェックを医事課のほうで行っております。

以上です。

#### ○ 樋口博己委員

そうすると、そういう医事課で行っているチェックで結構そういうのはあるものなんですかね。見立てはドクターがするのであれですけど、いわゆる事務处理的に抜け落ちていたから、ドクターに、こういう診断、検査なりして大腸がんが見つかったから、遡ってそういう見立てをしてくださいということなんですかね。

#### ○ 廣田市長四日市病院医事課長

治療自体はもちろん変わりませんので、診断ももちろん変わらないんですけども、ただ、レセプトとして、診療報酬として請求する書面上の話というところとちょっとあれなんですけど、書面上、病名を適正なものに改めるであるとか、また、例えば、治療内容につきまして、ちょっと特別な事情があつて、例えばたくさん輸血をしたとか特別な処置をした場合に、説明が足りずに点数が削られると、ちょっと専門的な話なんですけど、減点されるということもございます。これにつきましては、医事課のほうで内容を精査しまして、月1回保険診療委員会という会議がございまして、ここで、こういう減点がありましたけれどもということで、ドクターの皆さんに報告させていただいて、それは、病名を変えることはできないんですけども、例えば、説明がちょっと悪かったんじゃないかとか、そういうご検討をいただきまして再請求と、こういったこともいたしております。再請求をしまし

て通るケースも結構ございまして、大体10%程度は減点が復活ということもございまして。

こういったところで、書面上といたしますか、治療はもちろん最善を目指すわけですが、それが適正な診療報酬に結びつくように、チェックを日常的に行っておるところでございまして。

以上です。

#### ○ 樋口博己委員

そうすると、先ほど説明いただいた、月1回そういう会議体があって、今10%ぐらいって言われましたけど、逆に、90%、9割ぐらいは、本来なら収入源として入る診療報酬が減っていているという、結果的にはそういうふうな受け止めなんですかね。

#### ○ 廣田市長 四日市病院医事課長

保険の審査というものはなかなか難しいところがございます、当然、医師は必要があって診療行為を行います。それに要した機材であるとか術式であるとかをレセプトとして請求するわけですが、診療報酬という制度がございます、例えば、こういう治療に関してはこの機材は幾つまでとか、こういうことも決められておるわけでございます。

ただ、当然、手術中に事故ではない何らかの処置が必要になった場合に、決められている以上の機材を使うとか、検査をやるとか、輸血量が増えるとか、そういうこともこれは当然でございます。点数表に合わせて病気をやるわけではございませんので、そういうのが出てまいります。

それについて、これはちょっと多過ぎたけれども、これこれこういう理由ですとか、こういう診断をつける必要上こういう検査を行いましたとか、そういうふうに、本来削られたところを、いや、これは本当に必要だったんだよということで再請求をしておると、こういうイメージでご理解いただけるとよろしいかと考えます。

#### ○ 樋口博己委員

再請求の理屈は分かったんですが、10%が再請求して認められるという意味と捉えていいんですかね。そういうふうに捉えると、9割は再請求したけど認められなかったというふうにとってしまうんですけどそれでいいんですかね。

○ 廣田市立四日市病院医事課長

そのご理解でよろしいかと存じます。

○ 樋口博己委員

そうすると、9割ぐらいが本来なら診療請求できるものができなかったとすると、それは何か、ドクターの見立ては変わらないのでしょうか、ドクターの事務的なサポートのもう少し強化が必要なような気がするんですが、どういうサポートか何か分かりませんが、その取組というのはやってみえるんですか。

○ 廣田市立四日市病院医事課長

まず、先ほどご説明しました保険診療委員会自体がそういう場でもございまして、医師が集まりまして、そういう事例を検討する中で、これは通るのかなとか、そういうことをまず知ってもらい、お伝えしていくということと、あと、医事課のほうで定期的に医師のほうに、特に新しく就任された先生方につきましては説明を行っております。

また、保険診療だよりというものを、ちょっとお便りを作りまして、各課の先生方に、こういう請求についてはご注意くださいとか、そういう注意喚起も行っておるところでございます。

以上です。

○ 樋口博己委員

今、現状取り組んでいただいておりますので、9割が見過ごされたということになっているとすると、さらに強化が必要なような気がするんですが。事務長、何か首を振ってみえますけど、理屈が違いますかね。さらなる強化が必要だと思うんですけど、審査会なり月1回の会議体で指摘して、改善していくというのがあるんでしょうけど、新人のドクターの方には事前のそういうサポートなりがあるという話なんですけど、そもそもきちっとドクターの見立てに対するきちっとした診療の報酬の在り方をはなからやる、もつとやるべきだと思うんですけども、どうなんですかね。

今以上の今後のさらなる強化というのは、それが、計上金額がどれぐらいの金額かは僕はちょっと分かりませんが、影響度はどれぐらいか分かりませんが。

○ 平野貴之委員長

あとは、これ、日常の診療の9割が減点されるんじゃないなくて、再請求したものの、9割がそのまま、10%が再請求したら減点が覆されるということですよ。

○ 廣田市立四日市病院医事課長

おっしゃるとおりでございます。

もうほとんどの点数は通るわけですけども、その中で減点となったものについて再請求をしたものの10%程度が認められるという話でございますので、当然、診療行為の9割が減点になると、こういうことではございません。

以上です。

○ 樋口博己委員

だから、全体としては影響は少ないというふうに捉えていいんですか。

○ 平野貴之委員長

減点されるのが全体の何割ぐらいか、何%ぐらいかということですかね。

○ 樋口博己委員

だから、全体的なDPCの診療報酬の中で再請求するのが例えば1割ぐらいで、その中でまたその1割が、だから、全体からすると、1%ぐらい再請求が認められて、9%ぐらいが認められないんだということなのか、その辺のちょっと、委員長も整理いただきましたけれども、全体像として割合的なものをおおよそでも教えていただければ。

○ 廣田市立四日市病院医事課長

大体毎月の調定額のうち5%程度が調定減となるということですが、ただ、5%のうち、減点というものと返戻というものがございまして、返戻と申しますのは、返して戻すということですので、ちょっと説明不足ですからもう一度説明を求めますというものが返戻でございます。減点と申しますのは、もうこれは認められませんということで削られる部分でございますが、この返戻も入れて5%ということでございます。

返戻は、大体、コメントを付け加えて、再請求しますとこれはもう大体通るというものでございます。減点については、基本減点されたままなんですけれども、その中で検討を



加えまして、いや、これは認めてもらえるのではないかとということで、再請求をかけたもののうち大体10%が認められると、こういうことでございます。

以上です。

#### ○ 樋口博己委員

ちょっと話の中で、全体からするとごく限られたものの中でのそういうやり取りだということで、今の説明、理解させていただきました。

ただ、本来なら診療報酬として、収入として上がるものがもらえていないというところもあるので、今後もしっかりと対応いただきたいなと思います。

あと、ほかに、事務局機能というふうに言われると、何かあるんですか、そういう診療別収支とかD P Cのデータを含めて、何か分析して強化というのは。

#### ○ 加藤市立四日市病院事務長（病院事業副管理者）

事務長の加藤でございます。

中期経営計画の14ページ記載の、先ほど樋口委員さんのご質問の、事務局機能を強化することが必要ですというところでございますけれども、当院の事務局、同格病院と比較しまして――これ、かねてから監査のほうでも、それから市議会の一般質問等でもご指摘いただいたところがございますが――事務局の職員が少ないというところがございます。

それで、今回の中期経営計画を見直すに当たりましては、まず、経営企画部門の強化というところに一番力を入れたいというところがございます。総務課から、かつては経理係、その後、経営係という名前が変わってきておったんですけれども、職員数については、係でございますし、なかなか総務課の一係では実質的には、名前は変わったものの、日頃の経理なり月ごとの決算とか、そういう出納の関係で手いっぱいのところがございます。

それで、経営企画部門を強化して、経営の視点を病院経営にもっと盛り込んで、経営層にデータ分析等もしながら助言していくというところを意識して記載をいたしました。それで、令和4年4月、積年の夢でございましたけれども、経営企画課を分立で、独立して、つくっていただいたということでございます。

ただ、これまだ緒に就いたところがございます。専属の課長は当然課が独立しましたので配置できましたけれども、職員数については、変化は課長が増えた分だけでございますので、まだまだ第一歩かなと思っております。今後、現在、経営企画課は当然市の人

事異動で配置されます行政職員だけの構成でございます。一方、医事課は、そういった行政の職員に加えまして、専門性を、知識を持った診療情報管理士も配置しております。

今後は、経営企画部門にも、例えばそういった病院経営なり診療データなりDPCなりに詳しい診療情報管理士を配置するとか、行政的にも財政的な知識、経験を持った人員を増員配置するなり、そういったことで経営改善につなげるべくこういった記載をしているところでございます。

そういったことでご理解いただければと思います。

#### ○ 樋口博己委員

分かりました。

この辺だと、大垣市民病院が非常に病床数も多くて、非常に健全経営をされているのはよく言われている話ですけれども、市立四日市病院も、昨年度はコロナの関係もあって赤字になりましたけど、ずっと黒字で優秀な病院だと思っています。当然歴代の院長が采配を振るっていただいたと思いますけど、今のお話をお聞きして、経営企画課が4月からできたということで、これ、来年度に向けてもさらに強化していくお考えだと思うんですけど、具体的に、人員としては、今何人で、やっぱり何人ぐらい要求していくお考えとか、そんなことがあれば。

#### ○ 加藤市立四日市病院事務長（病院事業副管理者）

事務長の加藤でございます。

来年度に向けましては、まず、経営企画課に関して現在4人でございます、課長含めて4人でございますけれども、まず、来年度、1名の増員を要求しておるところでございます。

#### ○ 樋口博己委員

分かりました。

ぜひとも人事当局には強く要望をいただきながら、議会としても応援してまいりたいなと思っております。

あと、地域がん診療連携拠点病院には指定されておるんですが、これは、DPCみたい

に実績で指定が外れたりすることもないことはないんでしょうけど、これは、今の現状で

は、しばらくは大丈夫だというふうに捉えていいんですかね。

○ 稲垣市立四日市病院総務課長

総務課長の稲垣でございます。

がんの拠点の病院のほうにつきましても、実績の数値は必要になってまいります。こちらのほうも4年に1度、見直しがございますので、そちらのほうの指定の維持について、努力をしてまいりたいとこのように考えてございます。

○ 樋口博己委員

これは、具体的には、今のところは大丈夫という受け止めなのか、結構コロナでいろんなことがあって、病院自体の評価ができるのかどうか分かりませんが、何とか首の皮をつないでいるという状態なのか、いやいや、今の診療内容では大丈夫ですよという受け止めなのか、その辺はどうでしょうか。

○ 稲垣市立四日市病院総務課長

今の状況で余裕があるかどうかと言いますと、先ほどDPCのところでもありましたように、樋口委員さんにご心配いただいたように、コロナの影響ということもございまして、患者数とか、あるいは、先日もそうなんですけれども、入院の一部停止もさせていただいたりしておりますので、そういったところの影響もございまして、必ず、じゃ、これがクリアできるかという、今はっきり大丈夫ですとは、申し訳ございません、ちょっと断言はできない状況。ただ、先ほど申し上げましたように、今後も指定の維持に向けて努力をしてまいりたいと、このように考えてございます。

○ 樋口博己委員

これ、一番決定的なところは症例の数ですかね。病院の施設としては大丈夫だと思っておるんですけど、症例の数というのが一番大事ですかね。

○ 稲垣市立四日市病院総務課長

症例数というところもございまして、やはりちょっとご心配いただいているように、ちょっとこちらのほうは影響がある可能性がございまして。

## ○ 樋口博己委員

分かりました。

今後もぜひともしっかり頑張っていたきたいと思いますが、最後に、D P C 特定病院群から外れて、今度、評価されるのが令和6年ということなんですけど、中期経営計画の中では、特定病院群から外れたことの影響はどのように捉えてみえるのか、何とか令和7年までなので、令和6年でもう一回特定病院群になって、それでこの期間としてはしっかり挽回できると捉えているのか、その辺のちょっと見通しをお願いします。

## ○ 廣田市立四日市病院医事課長

D P C 特定病院群から標準病院群に変わったことによります経営の影響でございますが、これにつきましては、医療機関係数というものがございまして、これが期間指定によって変わってくるわけでございますが、当然、標準病院群に落ちましたので、医療機関係数が落ちたわけなんですけれども、基礎係数というのがございまして、これが標準病院群によって下がったわけでございますが、同時に、機能評価係数Ⅰ、Ⅱというのがございます。こちらは同格病院、ですから、標準病院群の中での位置づけによって決まってくるものでございまして、こちらが上がりました。

といいますのは、今まで、特定病院群の中でどちらかというところ下のほうにいたわけなんですけれども、標準病院群になったことによりまして、標準病院群の中では上のほうに位置したことによりまして、機能評価係数が上がった関係で、全て合わせますと、0.0187ポイント増となった結果、年間で大体6600万円増収となるという見込みとなっております。

ただ、患者数がちょっと減っておる関係もございまして、去年と同じ患者数であれば6600万円ほど増えるということでございますが、当然これはその時々同格病院の状況にもよるものですし、基本的には特定病院群のほうが係数は高いものでございます。基礎係数自体が高いこともございますので、特定病院群を目指していくと。しかるべき治療をする中で、努力をしていくという方針には変わりはありません。

以上です。

## ○ 樋口博己委員

そうすると、中期経営計画の中では、特定病院群は外れたけれども、今、単年度6600万円という話があって、特定が外れて普通になったけれども、市立四日市病院というのは、

全国の公立病院の中では、相対的に非常に優秀な病院だという位置づけにあるということは今確認させていただきました。分かりました。

いずれにしても、やはり特定病院群を目指していくということでもありますので、今後もしっかりと、来年度の経営企画課の人員増も含めて、しっかり頑張ってくださいと思います。期待しております。よろしくお願いします。

以上です。

○ 平野貴之委員長

ほかに質問ある方。

○ 後藤純子副委員長

決算常任委員会資料の27分の11の（3）に、医療安全の推進とありまして、医療安全管理室の組織というのはちょっとどういったものか分かりやすく説明していただいてよろしいですか。

○ 稲垣市立四日市病院総務課長

医療安全管理室ということで、こちらの11ページにもありますように、院長直轄の組織として位置づけまして、こちらのほうに専任職員として、看護師が2名、それから薬剤師が1名、あと兼務の職員として診療放射線技師や、あるいは医師——今診療部長が兼務しておりますけれども——あと、事務局のほうも職員が兼務で入りまして、医療安全のほう、院内の医療安全対策、啓発や分析、そういったところに当たっております。

以上でございます。

○ 後藤純子副委員長

じゃ、医療安全管理室は、もう専任だから医療行為とかは特にしていないという理解でよろしいですか。

○ 稲垣市立四日市病院総務課長

専任の職員につきましては、通常の病棟や外来で行っております看護師であればそういった看護業務、それから、薬剤師ですと調剤や病棟などの服薬指導、こういったことは行

わずに、医療の安全に関することを行ってございます。

兼務職員につきましては、医師、診療部長などは診察もしておりますし、事務局の職員であればこういった一般の事務局の事務処理、診療放射線技師でしたら撮影など、そういったことも行いつつ、医療安全に関することも兼務ですので行っていると、そういったこととでございます。

#### ○ 後藤純子副委員長

27分の20にあるアクシデント、インシデントって、ヒヤリ・ハットかと思うんですけど、これが起こった場合というのは何かシートを書いたりとか、レベルとかも多分判定されると思うんですけど、それはどのような流れでなっているのか教えてもらっていいですか。

#### ○ 稲垣市立四日市病院総務課長

各診療の現場の医師や看護師、それから医療技術員のほうから、現場で起こったヒヤリ・ハット、インシデントやアクシデントにつながるようなおそれのあるもの、そういったものから、実際に事故があれば事故の報告のほうを医療安全管理室のほうに行いまして、医療安全管理室のほうで分析をして、院内で報告をして、対策について検討しているというところでございます。

#### ○ 後藤純子副委員長

平成30年の4月に医療安全管理室が設置されたかと思うんですけど、管理室が設置されたことによってアクシデント、医療事故の件数というのは減っていますでしょうか。

#### ○ 稲垣市立四日市病院総務課長

減っているかといいますと、現実的には、それによって実数としては減っているということではございません。

特に、最近多いのが、やはり患者さんの高齢化というところがございまして、転倒や転落が多くなっております。そういったことを防ぐために、事前に患者さんの年齢とか、あるいは、状況といいますか、認知の状況とか、そういったところを総合的に勘案して、ちょっと危険度の判定をしたのを共有して対応しているんですが、どうしても患者さんが、例えば、トイレに行かれたときに付き添って、トイレに入られて、当然トイレの外で待つ

ている、その間に、中で、お一人でみえるときにちょっと転倒されたりとか、そういったところもございまして、いろんな対応策は考えているんですけども、実数としてはそれほど減っていないというところが現状でございます。

○ 後藤純子副委員長

ありがとうございます。

続けていいですか。

○ 平野貴之委員長

はい。

○ 後藤純子副委員長

3年前に導入された手術支援ロボット、ダヴィンチの令和3年度の状況って、何か資料ってありましたか。

○ 廣田市立四日市病院医事課長

医事課長、廣田でございます。

ダヴィンチの手術実績でございますが、令和3年度中の実績は84件でございます。内訳は、泌尿器科が39件、外科が24件、産婦人科が21件となっております。

以上です。

○ 後藤純子副委員長

令和2年度を教えてもらっていいですか。

○ 廣田市立四日市病院医事課長

すみません、ちょっとただいま令和2年度は手元に数字がございません。

○ 後藤純子副委員長

分かりました。

今後も手術件数、手術支援ロボット、ダヴィンチを使ったオペというのは、増やしてい

く予定なんですか。

○ 金城市立四日市病院院長（病院事業管理者）

ダヴィンチの手術は少しずつ増えております。

ただ、保険診療上の制約というのがありまして、昨年度から、消化器領域が認められたとかということで、これ、外科と書いてある24件のうちほとんどは消化器ということで、新しく保険診療の点数が認められた範囲に拡大していくというような流れになっています。これからも増えていくものだと思っています。

○ 後藤純子副委員長

診療点数的には、ダヴィンチを使ったほうが診療点数というのは高いんですか。

○ 廣田市立四日市病院医事課長

ただいま点数表が手元にございませぬもので、ちょっと分かりかねます。

○ 後藤純子副委員長

また後でいいので教えてください。

○ 廣田市立四日市病院医事課長

あと、先ほど、ダヴィンチの実施手術件数なんです、令和2年度は手元にないと申し上げたんですが、ございました。令和2年度の実績は年間で34件でございました。

以上です。

○ 平野貴之委員長

ほかに質問のある方。

（なし）

○ 平野貴之委員長

なければ、討論に移りたいんですけれどもよろしいですか。



(異議なし)

○ 平野貴之委員長

討論に移ります。

討論のある方は挙手をお願いします。

(なし)

○ 平野貴之委員長

討論はないようですので、採決に移りたいのですがよろしいですか。

(異議なし)

○ 平野貴之委員長

それでは、反対表明がありませんでしたので簡易採決とさせていただきます。

議案第20号令和3年度市立四日市病院事業決算認定については、認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 平野貴之委員長

なしということで、本件は認定すべきものと決しました。

全体会に送るべき事項はございますか。

(なし)

○ 平野貴之委員長

ありませんので、では、次に、まず、新たに論点シートを用いて全体会審査に送るべき事項について、委員の皆様からご提案がございましたら挙手をお願いします。

ないですか。さっきの人員増のやつとか。いいですか。ないですね。

(なし)

[以上の経過により、議案第20号 令和3年度市立四日市病院事業決算認定について、採決の結果、別段異議なく認定すべきものと決する。]

○ 平野貴之委員長

なければ、前回までに提出されているシートについてを皆様にご相談したいと思います。

○ 丹羽議会事務局主事

事務局からちょっと。

○ 平野貴之委員長

どうぞ、お願いします。

○ 丹羽議会事務局主事

ただいま確認いただく資料をタブレットのほうにも一番下の330というものでアップはさせてもらっているんですけど、お手元に紙資料も用意しておりますので、ご確認いただければと思います。お願いします。

○ 平野貴之委員長

皆様のお手元にあるチェックシートの資料、31分の11、コロナ禍における市立四日市病院の職員へのサポートについて、皆さん、ありますか。

まず、こちらについて、分科会として終了、継続に分類していく、また、一部変更に分類していくこととされています。

これらの分類に関して、何かご質疑、ご意見がございましたら、挙手をお願いします。なので、職員へのサポート体制の充実について判断をしていく上でまず理事者に何か確認すべきことがありましたら。

○ 樋口博己委員

利用者がいないということだったと思うんですけど、これは上司からなのか何なのか、い

ろいろ病院内では相談しにくいから本庁で受付したらどうかというような意見もあったんですけど、積極的に声かけはしていただいていると思うんです、悩みはあるかという話じゃなくて、いろんな意味で、上司から部下に対しては。その辺の、もう一段の取組が何かあるのかどうなのか、それだけちょっと教えていただけますか。

#### ○ 稲垣市立四日市病院総務課長

今、樋口委員さんから、上司からの声かけということでお話をいただきました。

コロナの感染が始まった当初、特に当初やはり、どんなウイルスなのかというのはよく分からない、こういったところの不安を感じる職員が、当然といますか、ありました。上司のほうから、特に陽性となる患者さんの看護に当たる、あるいは患者さんが見えたときにコロナに感染してみえるかも分からない、そういったところで不安を抱える職員がということで、上司である看護部長や看護次長、あるいは病棟の師長のほうから声をかけて、定期的に面談をするなりして、それは今も変わらず継続をしていただいております。

ほかの医療職、医療技術員などにつきましても、所属長のほうから声をかけてもらいまして、そういった面談も実施をしていただいております。

その辺りの状況は当初から変わらず今も同様の状況でございます。

#### ○ 樋口博己委員

これ、退職される場合に、退職する理由をメンタル的という話で、明確には皆さん言わないんだろうなと思います。それも一つの要因にはなっているのかと想像はするんですが、その辺の、退職された方の何か、そういう本来ならメンタル的な相談をケアしていれば退職せずに済んだんじゃないかというような、そういうようなことが思われるようなケースというのは把握できるんですかね、あるとは思いますが。

#### ○ 稲垣市立四日市病院総務課長

コロナに対しての不安、こういったことを理由に、コロナを理由に退職ということがあるかどうかということなんですが、退職者の数としては、コロナの前と大きく変わっておりません。退職者につきましては、定年や勸奨を除きまして、退職の理由というのを所属長のほうから退職する職員に確認をしております。

特に、医療技術員につきましては、ほぼ途中、結婚など以外の理由で退職される方はほ

とんどありません。ほぼ当院の医療技術員につきましては定年まで勤務いただいております。

看護師につきましては、途中での退職というのが一定数あるんですけども、こちらのほうにつきましても、コロナ前と変わらず、一番多いのが転職です。他の病院へ替わる、あるいは地元へ戻られるという、県外などの出身で、地元へ戻られる方ということが退職理由としては一番、コロナ前と今を比べても変わらず多いです。あとは、結婚して相手の方が遠方にみえるとか、あるいは出産、育児を契機に退職される方というのも一定数おります。

いずれにしても、コロナを理由に退職という職員につきましては、今のところ、一人もいないということで、所属長が確認をさせていただいて、明らかにコロナでという職員は今のところ、一人もございません。

#### ○ 樋口博己委員

分かりました。

時間外手当の資料も一番最初に出していただいて、コロナになったから急にどんと増えたということではないようなので、今のご答弁は信用させていただきたいと思います。

ちょっと関連して一つだけ、もし分かれば教えてほしいんですけど。

四日市看護医療大学を卒業して、5年間、市立四日市病院で看護師を務めると奨学金が無償になる、返済義務なくなると思うんですけど、ここ最近では、例えば急に辞められたとか、ちょっと以前お聞きした話だと、年の途中の非常に何の区切りもないところでぱちんと急に辞められた、結果的には丸5年たったから辞めたという話も聞いたことあるんですけど、最近そんなようなことってあるんですかね。

#### ○ 稲垣市立四日市病院総務課長

四日市看護医療大学を卒業されて当院へ就職される方、毎年30人ほどおみえになります。その中で、当院での勤務、5年たたずに退職される方というのもゼロではございません。ただ、その方につきましても、コロナの前と今の時点で大きく数値的に変わったかというところ、そういったところはございません。あまり変わりのない、コロナ前と同様の状況かと思えます。

○ 加藤市立四日市病院事務長（病院事業副管理者）

事務長、加藤でございます。

少しだけちょっと補足をさせていただきます。

先ほどの樋口委員さんから、四日市看護医療大学を卒業して5年というお話がございました。この5年というのは、奨学金の貸与期間プラス1年市内の病院で働くと、貸与期間の授業料が免除されるという奨学金制度がございます。そういう意味で、大学1年生から大学4年生まで、いわゆる満額奨学金をもらった学生さんについては、プラス1年の5年働けば返さなくていい、3年であれば4年働けばということでございます。

先ほど総務課長のほうから四日市看護医療大学、毎年30人ほど、当院へ就職されるという話でございましたが、奨学金制度の対象もたしか30人でございます。当院へ就職される学生さん全員が必ずしも奨学金を受けておられるわけではないんですけれども、そういった理由で当院を含めた市内の病院は、県立総合医療センターは対象外になるんですが、学生さんが多いということは事実でございます。ちょっと補足させていただきました。

以上でございます。

○ 平野貴之委員長

よろしいですか。

ほかに確認のための質問は。

○ 後藤純子副委員長

メンタルの不調で実際今休職されている職員というのはいらっしゃるのでしょうか。

○ 稲垣市立四日市病院総務課長

何人かおみえになります。

○ 後藤純子副委員長

実際、何人いらっしゃるんですか。

○ 稲垣市立四日市病院総務課長

1人ではないんですけれども、すみません、はっきりちょっと数字がすぐに出てまいり

ませんけれども、二、三人ほどはおります。

○ 後藤純子副委員長

全職員にメンタルヘルスカウンセリングをやっているよというのをまだ知らない職員もいるのかなという思いもあるので、周知だけはしていただいて、あと、受けやすい環境はつくっていただきたいなと思います。どうぞよろしくお願いします。

○ 平野貴之委員長

ほかはよろしいですか。

(なし)

○ 平野貴之委員長

なければ、この項目、継続、終了、一部変更、どれにしますか。

意見のある方。

○ 中村久雄委員

終了にしたらメンタルヘルスカウンセリングがなくなるということ。

○ 平野貴之委員長

ではないですね。

○ 稲垣市立四日市病院総務課長

これは継続させていただきたいと思います。

○ 中村久雄委員

今回、これ、新型コロナウイルス感染症の流行を受けて、非常に皆さん疲れているんじゃないかというところが今回の提言の趣旨なので、実際にカウンセリング、いろいろ門戸を開けてきても、受けておられる方がいなかったということ。メンタルは壊れていないか、大丈夫か大丈夫かと言うと、変に病気じゃない人も病気にさせていくみたいで、特に提

言としては、終了にして、病院内でカウンセリングは大事でしょうけれども、やっぱり職員間の風通しのよさというのが一番経営には大事と思うので、そっちのほうに注力していただくということで、今回の提言としてはもう終了でいいんじゃないかなというふうに考えます。

○ 平野貴之委員長

ということで、終了ということですね。

終了したとしても、これまでのメンタルのカウンセリングは継続していただいて、周知も継続していただくということではありますね。

ほか、いかがですか。そういう形で、皆さんもよろしいですか。

(なし)

○ 平野貴之委員長

後藤副委員長もよろしいですか。

○ 後藤純子副委員長

はい。

○ 平野貴之委員長

ということで、これまでも何回もメンタルカウンセリングの周知について、いろいろと議会からも要望を出させていただいて、それで、病院についてもいろいろな周知策、また、受けやすいカウンセリングのシステムなどを整えていただきましたが、結果として受ける人はゼロということでした。

病院としても、いろいろな周知策をやっていただいているということを確認して、分科会としては、こちらは終了とさせていただきます。

よろしいですか。これでいいですね。

(異議なし)

○ 平野貴之委員長

では、次に、救命救急センター（ER）について、24ページです。

こちらは、進捗状況として、救命救急センターは医師1人が加わり、1人増の3人体制となったと。また、研修については今後も医師等を派遣していきますと。また、患者への情報提供については、ウェブ開催の説明能力向上研修への参加申込みを2名が行っていると。これはもう実際やったんですか、4月に申込みをして、やったということですかね。

○ 稲垣市立四日市病院総務課長

ウェブの研修につきまして、4月に申込みをさせていただきまして、実際に研修自体は9月から11月に実施予定でございます。

○ 平野貴之委員長

分かりました。結構長い研修という、一発の研修じゃなくて、何回もやる研修ということですね。

○ 稲垣市立四日市病院総務課長

研修自体は9月から11月にかけて全部で6回ほどに分かれて実施ということになります。

○ 平野貴之委員長

ということで、結構充実した研修だということです。

これについて何か確認の質問がありましたら、挙手をお願いします。

こちらも終了、継続、一部変更というのを判断していくものです。

○ 樋口博己委員

これは、研修も行っていただいていますし、ドクターが1人増えた、3人という体制なんですけれども、ちょっと当初の議論の中でどれぐらいの規模をイメージしてこの提言が出されたかちょっと私、分かりませんが、これを継続して、今いいとか悪いではなくて、継続して拡充いただいているのをしっかり報告いただくという意味で、継続でいいんじゃないかと思います。



○ 平野貴之委員長

ほかの方はいかがですか。

○ 萩須智之委員

救命救急医、まだ少ないと思うんですが、3名体制で取りあえずいいのか、5名とか6名要るのかというのだけ教えていただけますか。

○ 稲垣市立四日市病院総務課長

救急の専従医につきましては、当院といたしましてあと1人、4人体制にちょっとしたというふうに考えております。といいますのは、日勤帯、準夜帯、土日、そういったお休みの日も含みまして、日勤帯と準夜帯に専従医を配置しようと思ますと4人必要ということでございますので、あと1人ちょっと何とか確保できればというふうに考えております。

以上です。

○ 萩須智之委員

ということであれば、まだ終わらないほうがええのかなということも思うんですが、と感じました。ありがとうございます。

○ 平野貴之委員長

なるほど。ということは、樋口委員と同じように、この取組を続けていただいて、継続、あと1人ということですね。

○ 平野貴之委員長

事務局より説明があります。

お待ちください。

○ 丹羽議会事務局主事

事務局の丹羽です。

こちらの取扱いについて、決算常任委員会の全体会で確認されていることの再確認なん

ですけれども、昨年の令和3年度に新たな提言事項として出していただいたものに関しては、終了、継続、もしくは一部変更というのをどれにするかということでもう詰っていたということになっているんですけれども、それ以前、令和2年度以前から引き続いて提言事項として今まで残り続けているものに関しては、次期の予算、令和5年度予算への反映をチェックシートとして確認していくかどうかということに関しては、一応原則としてもう終了していくものとして確認はされているものだと思っておりますので、もちろん継続してまたチェックシートを残し続けていくというのも一つ選択肢としてはありだとは思いますが、一応決算常任委員会全体会の中では、令和2年度以前から引き続き残ってきているものに関しては一度終了させるもの、原則としては終了させるものという確認がされておりますので、ご参考までにお知らせしておきます。

失礼します。

#### ○ 中村久雄委員

今年度確認した中では、医師が1人加わって、3人体制なんだと。先ほどの質疑の中でも、やっぱり救命救急医は4人欲しいというような目的を持って、今後も業務を継続していくということが確認できたので、提言としてはもう終了でいいと考えて、病院のさらなる採用やったりそういう運営に期待していいんじゃないかなというふうに考えます。

#### ○ 平野貴之委員長

前段の、もう一人必要で取組としては続けてほしいというのは、荻須委員、樋口委員と一緒に、その調子でやってくださいね、提言としては終了と。

原則終了というのが去年もたしか問題になったけど、意味が分からないですね。

#### ○ 樋口博己委員

先ほど事務局の説明で、令和5年度の予算措置という話があったんですけど、ドクターの確保は、予算がついたから確保できるという話はまた別のようなところですよ。だから、いつまでも引っ張るつもりはないんですけど、どうなんですか、別に終了なら終了でもいいんですけど、きちんと継続的にやる、取り組んでいることの報告はしてねとか、そんな……。

○ 平野貴之委員長

分科会長報告としてそういうものを。

○ 樋口博己委員

そういうものが入れば終了としてもいいのかなと思っています。

○ 平野貴之委員長

萩須委員、そういうのでどうですか、いいですか。

ほかの委員さんはいかがですか。

(なし)

○ 平野貴之委員長

そういう形で、原則終了なので、今回も3人体制としていただいて、この提言に沿った取組をしていただいていると。ただ、現場としてはもう一人いたほうが望ましいということで、引き続きの取組をお願いしますと。提言としては終了しますが、またその報告を委員会にお願いしますというような扱いでよろしいでしょうか。これでいいですね。

(異議なし)

○ 平野貴之委員長

ありがとうございます。という形にさせていただきます。

○ 樋口博己委員

ちょっとその辺のところ、そういうふうにやりますよという答弁だけ。

○ 平野貴之委員長

そうですね。

○ 加藤市立四日市病院事務長（病院事業副管理者）

事務長の加藤でございます。

ERの強化というところは、当院、従前から中期経営計画にも掲げておりますけど、救急専従医の増員というのは必要なものだと考えてございました。

このたび、1人増員、この春に実現したわけですけれども、先ほど総務課長から申し上げた4人体制の理由というのがございますので、引き続き増員に向けて努力してまいりたいというふうに考えております。

○ 平野貴之委員長

よろしく申し上げます。

理事者より発言を求められておりますのでどうぞ。

○ 加藤市立四日市病院事務長（病院事業副管理者）

事務長の加藤でございます。

先ほどご質問いただきましたダヴィンチの関連の保険点数、回答の準備ができましたので、ちょっとここでよろしいでしょうか。

○ 平野貴之委員長

それでは、この時間を使ってどうぞ。

○ 加藤市立四日市病院事務長（病院事業副管理者）

それでは、医事課長のほうからご説明させていただきます。

○ 廣田医事課長

医事課長の廣田でございます。

後藤副委員長よりご質問いただきましたダヴィンチの保険点数の件なのですが、調べましたところ、普通の腹腔鏡下の手術とダヴィンチを用いた場合と、点数的にはほとんど変わりはないという結果でございました。

ただ、保険請求として、ダヴィンチを使用したという点数を請求しようとするすと、実施した医師がダヴィンチを使った手術を今まで何件以上していることと、こういう条件は保険診療上あるということでございます。

以上でございます。

○ 平野貴之委員長

それでは、引き続きまして、議案第24号令和4年度市立四日市病院事業会計第1回補正予算についてを議題といたします。

議案第24号 令和4年度市立四日市病院事業会計第1回補正予算

○ 平野貴之委員長

本件につきましては、議案聴取会において追加資料の請求がありましたので、資料の説明をお願いいたします。

○ 長谷川市立四日市病院施設課長

施設課の長谷川です。よろしくお願いいたします。

小林委員のほうからご請求いただきました病院施設大規模改修事業に係る資材価格変動の見通しについてご説明いたします。

資料のほうですが、今日の会議の産業生活常任委員会、下から2番目のやつですが、これの001市立四日市病院（関係資料）、こちらの10ページをご覧ください。

まず、直近6か月の価格上昇率について調べさせていただきました。まず半導体を使っている商品ということで、半導体関連資機材ということで、製造業者の公式発表を調べさせていただきました。空気調和機、エアコンの大きいやつですが、こちらのほうが約20%の上昇、それから配電盤等で約15%の上昇、それからエアコンで約10%から15%の上昇、放送機器で約3%から10%上昇しております。

それと、半導体を使っていない資機材で主なものとしまして、こちらのほうも製造業者の発表、または事業者のほうに聞き取りをした結果でございますが、鉄骨のほうで約10%から20%、鉄筋で約25%、コンクリートで約12%、衛生器具、衛生陶器や水栓金具等で約6%から12%の上昇でございました。

それとあと、建築費指数としまして一般財団法人建設物価調査会のほうが発表しております資料を上げさせていただいております。こちらのほう、グラフの左の肩の数字、132、137、142という数字は、物価指数で2011年、平成23年を100とした場合の指数でございます。

す。こちらが令和4年、今年の1月は132.9、これが今年の7月には140.1ということで、約5%の上昇をしております。

今後の見通しでございますが、今回工事の入札に参加しなかった理由について工事業者へ聞き取りを行った結果、現在の半導体不足、ウクライナ危機によるサプライチェーンの逼迫、資源高などによって市況が不安定で先行きが見通せない状況下では、約5年にわたる長期間の工事は受注者にとってリスクが大きいという回答でした。

また、建築関係資機材製造業者へヒアリングをしたところ、今日現在の発注に対する見積りは可能だが、5年にわたる長期間の工期の中で順次納品をしていく必要がある資機材に対して、価格変動を踏まえた見積りはできないという回答でございました。

委員のほうからは、今後の見通しをというふうにお話をいただきましたが、やはり今後の資材価格の変動の見通しというのは非常に予測が難しい状況でございます。今後の発注に向けては、市場価格の調査をしっかりと行い、できるだけ時価に近い価格での発注を心がけていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

#### ○ 平野貴之委員長

ありがとうございました。

では、この追加資料に関して、質問のある方は挙手をお願いします。

#### ○ 小林博次委員

資材が高くなったというだけと違って、例えば国際的なサプライチェーンがうまく機能しないということがあって、入荷しないということもあるのかなど。

市営住宅課で、住宅を改築せんと入居できやんけど、しばらくごたごたとしておったら倍になってしまって、それでも部品が入らんのがあるということが現実にあったので、特にこれ、地元の企業、地元やで仕事せなあかんけど、例えば電気設備なんかはこれ、半年ぐらい目いっぱい仕事が入っていると思っておるのやわ——いや、半年と違う、6年ぐらい——そうすると、この工事を発注しようかなと思っても簡単にはいかん。

だから、そういう点を十分配慮していかないと、だから、これ、区切って発注するというやり方は的を得たやり方かなと、こんなふうに思っているんやけど、そういう辺り、やっぱり少し神経をとがらせてもらって、できれば早めに業界業者に発注をかけて、ゆとり

を持っていかんとできやんことが始まるというふうに思うので、よろしく配慮してください。

以上。

○ 平野貴之委員長

意見でした。

ほかに質問、意見のある方。

(なし)

○ 平野貴之委員長

なければ、この追加資料以外の範囲もいかがですか。ないですね。

(なし)

○ 平野貴之委員長

では、なければ討論に移りますが、討論のある方は挙手をお願いします。

(なし)

○ 平野貴之委員長

討論ありませんので、採決に移ります。

反対表明がありませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

議案第24号令和4年度市立四日市病院事業会計第1回補正予算につきましては、可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 平野貴之委員長

なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

全体会に送るべきものはありますか。

(なし)

○ 平野貴之委員長

では、ありませんので、こちらで市立四日市病院に係る議題は全て終了しましたので、お疲れさまでした。どうもありがとうございました。

[以上の経過により、議案第24号 令和4年度市立四日市病院事業会計第1回補正予算について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 平野貴之委員長

長いことお待たせしました。それでは、理事者の入替えをお願いします。では、ここで休憩を取ります。午後2時40分再開。

14:26 休憩

---

14:41 再開

○ 平野貴之委員長

じゃ、始めましょうか。

これより市民生活部の審査に入りますので、まず部長よりご挨拶をお願いします。

○ 森市民生活部長

市民生活部でございます。

大変お疲れのところ、お時間を頂戴いたします。よろしく申し上げます。

市民生活部では、前回も申し上げました総務費、教育費の決算認定と、議案第29号の四日市市戸籍関係等手数料条例の一部改正についてご審議賜りたいと思っております。

どうぞよろしくお願ひいたします。



## 議案第29号 四日市市戸籍関係等手数料条例の一部改正について

### ○ 平野貴之委員長

それでは、審査に入りますが、審査の順序を入れ替えまして、産業生活常任委員会として、議案第29号四日市市戸籍関係等手数料条例の一部改正についてを先に議題といたします。

本件につきましては議案聴取会において追加資料の請求がありましたので、資料の説明をお願いします。

### ○ 酒井市民生活部参事兼市民課長

よろしくお願いいたします。市民課の酒井でございます。

資料はタブレット、今日の会議、産業生活常任委員会、分科会の002市民生活部（関係資料）内の9ページからの産業生活常任委員会資料11ページをご覧ください。

平野委員長及び樋口委員からご請求をいただきましたキャッシュレス決済端末の導入についてでございます。

内容といたしまして、決済手数料、利用可能ブランドを追加する際の費用、端末機の設置場所と台数などをまとめたものです。

まず、1、導入時の取り扱いブランドについてでございます。

（1）として、今回の試行でキャッシュレス決済の対象とするのは、現在窓口で現金收受をしております手数料となりますが、例えば、市税や幼稚園、保育園等の保育料、それから市営住宅手数料など、あらかじめ調定を起し、納付書によって収納する料金は対象としておりません。

決済端末を本庁舎1階市民課と2階の市民税課にそれぞれ1台ずつ設置して、試行を行いたいと思っております。市民課では、戸籍の謄本、抄本などの戸籍手数料、それから住民票の写しなどの住民登録手数料、さらには印鑑登録証明書等の手数料を対象といたします。

（2）試行導入時の利用可能ブランド、銘柄はクレジットカード、電子マネー、スマートフォンアプリ等の区分ごとにそれぞれ記載のものが利用できるようとなっております。

また、（3）決済手数料は、クレジットカード、電子マネーが2.5%、スマートフォンアプリ等の利用が3.25%となっております。

次に、2の利用可能ブランドの追加についてです。

今回、試行に用いる端末機は、クレジットカードのブランドとしてVISA、それとマスターカードが標準仕様として最初から組み込まれています。そのため、まずはこれらのブランドで開始をすることとしております。今後、利用実績やブランドの国内シェア等を考慮して、追加を適宜検討していくこととしております。なお、追加の際には、そのブランドを取り扱う信販会社と契約を交わすことになり、その後は、利用件数に応じて既定の決済手数料を支払うこととなります。

3の設置予定箇所につきましては、冒頭申し上げましたとおり、1階の市民課及び2階の市民税課にそれぞれ1台ずつを予定しており、資料にはイメージ写真を掲載いたしました。

説明は以上でございます。

#### ○ 平野貴之委員長

ありがとうございます。

それでは、まず追加資料の質問に入りたいと思います。

質問のある方は挙手をお願いします。

#### ○ 樋口博己委員

資料、ありがとうございます。

決済手数料なんですけど、2.5%ないし3.25%ということなんですけど、これは市立四日市病院なんかでもクレジットカードで決済をしていますけれども、これは大体、クレジットカードの場合、2.5%というのは、行政が扱う中では大体こういう数字なんじゃないかな。扱う金額によって決済手数料が違うという話も聞くんですが、その辺はどうでしょうか。

#### ○ 酒井市民生活部参事兼市民課長

市民課、酒井でございます。

これにつきましては、信販会社との相対の交渉といえますか、によって決まるというふうに聞いております。そのときの状況、タイミング等もあるかと思いますが、今回は話合いの結果、こういう形になったというようなことです。

○ 平野貴之委員長

これは金額に関わらず、このパーセント、割合ということですか。

○ 酒井市民生活部参事兼市民課長

市民課、酒井です。

もしかするとその辺の見込みの件数とかも含めての話合いなのかなというふうには思っておるんですが、なかなかちょっと私ら、その辺り、交渉にはちょっと関わっていないというところもありまして、はっきりしたことは申し上げられない。申し訳ないです。

○ 平野貴之委員長

ただ、今回の契約では、クレジットカード2.5%とか、これはもう金額に関わらずこの手数料、割合ということですか。

○ 酒井市民生活部参事兼市民課長

この試行に関してはこういうことであると思います。

今後、場合によっては上下することも考えられるのかなというふうに思っております。

○ 樋口博己委員

後ほど、参考で結構ですので、ちょっと市立四日市病院であるとか、他市町でのクレジットカード決済手数料、ちょっと参考に資料で頂けますでしょうか。採決には関わりませないので。

○ 平野貴之委員長

資料を後で作成いただけますか。

○ 酒井市民生活部参事兼市民課長

市民課、酒井です。

ご用意させていただきます。

○ 平野貴之委員長

もういいですか。

○ 荻須智之委員

これはどっちかという、業種でパーセンテージって変わっていくんだと思います。一番高い飲食やったら10%ぐらいになっていたりしていたと思うんですけど、だから行政なんて絶対払うんですから、限りなくゼロに近づけてもらいたいような気もするんですが、それで、業種によって変わっているということの確認なんです、それでいいかということで、それでも市町によって差があつてはいかんということで、樋口委員が今聞かれた他市町との比較というのが大事かなと思いましたので、それだけ発言させていただきました。

○ 平野貴之委員長

今のは質問ですよ。

把握はされていますか。

○ 酒井市民生活部参事兼市民課長

申し訳ございません。市民課、酒井です。そこまでちょっと把握しておりませんので、それも含めて確認させていただきます。

○ 平野貴之委員長

お願いします。

ほかに質問のある方。

○ 森 智子委員

キャッシュレス決済端末の導入は、試行的にということは、利用者がたくさんいらっしやって、これはやるべきだという判断をすれば、そのまま引き続きやるということでのよろしいでしょうか。

それと、試行的にするのはどれぐらいの期間なのか教えていただけますか。

○ 酒井市民生活部参事兼市民課長

市民課、酒井です。

今おっしゃられましたとおり、状況を見てということにはなるんですが、世の中の流れとかを考えていくと、恐らくこういう形で続いていくのかなというふうに思っております。

今回の試行につきましては、一旦今年度いっぱいというふうに考えておるところでございます。

○ 森 智子委員

ありがとうございます。

じゃ、今年度、様子を見ていただいて、このままやっぺいこうという判断であればやっぺいくし、これ、広げていく可能性もあるということでしょうか。例えば、地区市民センター等での手数料もキャッシュレス決済を導入していくということで考えてよろしいでしょうか。

○ 酒井市民生活部参事兼市民課長

市民課、酒井でございます。

今のご質問の内容については、部内、それから全庁的にも議論が必要な部分でもあるのかなと思います。

今申しましたように、今回納付書払いの徴収につきましては対象としておりませんので、地区市民センターになりますとその辺りも絡んできます。しっかりと議論をしながら進めていきたいというふうに考えます。

○ 平野貴之委員長

ほかに質問のある方。

追加資料以外でも。いいですか。

(なし)

○ 平野貴之委員長

よければ、採決に入りますがいいですか。

(異議なし)

○ 平野貴之委員長

まず、討論のあります方は挙手をお願いします。

(なし)

○ 平野貴之委員長

討論がないので採決に移ります。

反対表明がありませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

議案第29号四日市市戸籍関係等手数料条例の一部改正については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 平野貴之委員長

異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第29号 四日市市戸籍関係等手数料条例の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 平野貴之委員長

ということで、次は決算議案に入りますので、監査委員の方は退室をお願いします。

議案第18号 令和3年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について  
一般会計

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第1目 一般管理費（関係部分）

第4目 文書広報費（関係部分）

第10目 地区市民センター費

第11目 国際化推進費（関係部分）

第12目 あさけプラザ費  
第13目 計量消費経済費  
第16目 男女共同参画費  
第17目 コミュニティ活動費  
第18目 市民活動費  
第19目 文化振興費  
第20目 生涯学習振興費  
第23目 諸費（関係部分）

第3項 戸籍住民基本台帳費

第10款 教育費

第5項 社会教育費

第3目 公民館費（関係部分）

#### ○ 平野貴之委員長

じゃ、次、決算議案に移りたいと思います。

これより議案第18号令和3年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定のうち、市民生活部所管部分についてを議題といたします。

本件については議案聴取会において追加資料の請求がありましたので、資料の説明をお願いします。

#### ○ 樋口市民生活部次長兼市民生活課長

市民生活課の樋口です。

よろしくをお願いします。

資料は、先ほどと同じく市民生活部（関係資料）をお願いします。11分の5ページをお願いします。

中村委員よりご請求のありました外国人集住都市会議についてでございます。

コロナ感染症拡大防止対策としましてオンライン等で開催されました本会議の内容を資料にまとめさせていただいております。

一つ目の基調講演では、株式会社セブン－イレブン・ジャパン、オペレーション本部の総括マネジャー兼一般社団法人セブングローバルリンケージ専務理事を務められています

安井 誠様から「コンビニエンスストアを多文化共生の拠点に」をテーマに講演をいただきました。

二つ目の討論では、会員都市各首長が二組に分かれセッションを行い、SUZUKA宣言にまとめられてございます。

次に、11分の6ページをご覧ください。

平野委員長よりご請求のありました企業と連携した日本語教育についてでございます。

主な事業といたしましては、外国人雇用企業向け講演会、企業内モデル日本語教室、企業訪問を実施しております。

外国人雇用企業向け講演会では、令和3年度から始めた事業でございますが、コロナ感染症拡大防止対策としまして、これは主にオンラインでの開催となりました。

二つ目の企業内モデル日本語教室につきましては、企業の中で日本語教室を開催してもらえるようコーディネーター等を派遣し、実際モデル的に日本語教室を開催したものでございます。こちらも令和3年度から開催する予定でございましたが、コロナ感染症の影響により中止となりました。

最後に、11分の7ページをご覧ください。

荻須委員よりご請求のありました館長権限予算に係る地区人口当たりの実績額及び企画過程等についてでございます。

地区人口1人当たりの実績累計額は表にまとめさせていただいたとおりでございます。

また、事業企画作成の過程につきましては、代表的な例としまして、2に示させていただいたとおりです。各地区によって多少異なりますが、まず、連合自治会など地域団体等からヒアリングを行い、ヒアリング内容等を踏まえ、館長が事業企画案を作成いたします。できました企画案を先ほどの地域団体等に示して、合意形成を得ているものでございます。

説明は以上でございます。

## ○ 平野貴之委員長

追加資料の説明は以上です。

では、まず追加資料に対する質問を集めたいと思いますが、質問のある方は挙手をお願いいたします。

## ○ 荻須智之委員



ありがとうございます。

順番は前後しますが、7ページの館長権限予算の資料、ありがとうございます。

これを見せていただきますと、やっぱり1人当たりであると相当な額の差があって、3152円から—313円は大矢知ですか—311円というところもありますが、税金をあまねく還元するという考えでは、これ、一考に値するかなと思いました。

そこで、前からいろいろお願いしているんですが、やはり館長だけでなく自治会にそこまでのアイデアを出せる人物がそろっているときばかりとは限らないんですね。ですので、やはり全体にしてもブロック分けでもいいですから、コンサルをつけていただいたらもっと活性化できるように思いまして、もともとは150万円、各地区であったわけですから、もうじり貧になっていっている、それと、継続してずっと同じことはできないものですからネタが尽きてくる。けど、実際にはそういう事情があるのに住民は知らないし、リーダーシップを取られる方も館長も知らないということが多いと思うんですね。

ですので、そこら辺について将来的にコンサルをやっぱりつけていただくのは難しいかなど。そうやったら、コンサルを雇うというのをここに入れてええのかということも考えたいんですが、お考えをお聞きしたいです。

## ○ 樋口市民生活部次長兼市民生活課長

館長権限予算につきましては、先ほど委員からも説明があったように、平成27年度から令和元年度までは各定額の上限を設けておったため、やはり人口の多いところについては1人当たりということが、金額が小さくなってございます。また、令和2年度、令和3年度については、コロナの影響で中止になって、そういう差がついているということが現状でございます。館長とか地域からのご意見も尽きてきたというご意見もいただいております。

ただ、私どもも地区周りをする中で、自治会の加入率とかその辺の対策等についてやはり課題をまだまだ持ってみえると、それをどうやって解決するかも、市民生活課、私どもが入って、今後の取組について拡大させていただきたいというふうに思っています。

また、コンサルを館長権限予算でというお話ですけれども、これは、全てがという話はないんですが、やる内容によっては、必要であればそういうのも認めていきたいというふうに考えてございます。

○ 平野貴之委員長

地域社会づくり総合事業費補助金とかでもやろうと思ったらそういうコンサルとかもできるんですか。

○ 樋口市民生活部次長兼市民生活課長

地域社会づくり総合事業費補助金については、地域の方がまず基本的に立案し、それを実現するための補助金でございますので、地域の中で合意が取ればそれを使っただくのは別段問題ないということでございます。

○ 平野貴之委員長

分かりました。

○ 荻須智之委員

ありがとうございます。

コンサルといいますのは、まちづくり構想をつくることについていただいたコンサルがすごくいい方やったものですから、こういうことで目からうろこかなという経験をしたものですから、でも、それがないとやっぱり住民目線と館長でというのもやっぱり知れていますわ、アイデアが。問題が実際にはあるのに気がついていないというのがほとんどだと思いますので、ぜひご一考いただきたいなと思って要望させていただいております。

以上です。ありがとうございます。

○ 平野貴之委員長

ほかに質問のある方。

○ 中村久雄委員

資料、ありがとうございました。

外国人集住都市会議についてということで、今回コンビニエンスストアというのが、この切り口は何なんやというのが知りたかったんですけど、コンビニエンスストアの方が講師やということで、ああ、なるほど、こういうことかということが分かったわけですけど、これ、どうですか、受けてみて、感想というか。外国人の方が来て、コンビニエンススト

アの業務を全部知っておるわけじゃないですけど、せっかく日本に来たんだから、お金だけじゃなくて何かスキルを持って帰っていくのもええかなと思うんやけど、コンビニエンスストアでスキルを積めるのかなという気もするんですけど、どうですか、受けてみた方の感想って。

#### ○ 加藤市民生活課多文化共生推進室長

多文化共生推進室、加藤でございます。よろしくお願いいたします。

今、中村委員からおっしゃっていただいたように、コンビニで働くことによってというところら辺が、私も初めはどういうことかなというふうに正直思いましたけれども、割と外国から来ていただく方、特に留学生を中心にコンビニエンスストアで働くということが非常に人気があると。資料にもございますが、マーケティングや店舗運営の管理なんかも学べるというところら辺が——今おっしゃられたようにスキルがつくというところら辺も含めて——非常に人気があるということで、今回のご講演の中では、コンビニで働くための在留資格制度なんかも設けていってくれやんかというようなことを国にも投げかけていただいていたというところでございます。

今申し上げましたように、なるほどというところも正直思いましたし、コンビニで働くという在留資格が、もしかなくとすればもっと人が増えるかなというふうには思います。いいことかなという反面、いわゆるIT化といいましょうか、DXといいましょうかというところら辺もやはりコンビニの業界って進んでまいりますので、その辺との兼ね合いにも私ども注目はしていかなあかんかなというふうに思います。

以上でございます。

#### ○ 中村久雄委員

ありがとうございました。

新しい切り口かなというふうに感じて、関心を持っていきたいと思えます。ありがとうございました。

#### ○ 平野貴之委員長

ほかに質問のある方。

(なし)

○ 平野貴之委員長

なければ、追加資料以外のところからも質問を受け付けます。  
ないですか。

○ 後藤純子副委員長

決算常任委員会資料部局別54分の43の4番、女性相談等事業で、⑥にDV防止講演会であるかと思うんですけど、この講演会というのはどのようなことを講演されたのか、ちょっと詳しく教えていただいてよろしいですか。

○ 岡本男女共同参画課長

男女共同参画課、岡本でございます。

昨年度はいなべ総合病院の当時産婦人科部長の先生にお越しいただきまして、性に関するご講演をいただきました。受講していただく方は、一般の方であるとか、あとは学校の先生であるとか、そういった方にお越しいただきました。

○ 後藤純子副委員長

これはオンラインですか。

○ 岡本男女共同参画課長

男女共同参画課、岡本でございます。

対面で会場にお集まりいただきました。

○ 後藤純子副委員長

今年度もこの講演会は開催される予定ですか。

○ 岡本男女共同参画課長

男女共同参画課、岡本でございます。

今年度も考えております。

○ 後藤純子副委員長

続けていいですか。

生理の貧困で、男女共同参画センターで180セット、生理用品を配られたかと思うんですけど、その状況って今どうなっているのかお答えいただいていいですか。

○ 岡本男女共同参画課長

男女共同参画課、岡本でございます。

昨年の7月から配布いたしまして、本日現在、124個配布したところでございまして、月でいくと9個ぐらい出ているような状況でございます。

○ 後藤純子副委員長

配布を行った後に、貧困であったりとか、女性相談、女性の方が相談されることというのはありましたでしょうか。

○ 岡本男女共同参画課長

男女共同参画課、岡本でございます。

現在のところ、配布を受けた方がおみえになったということは聞いてはおりません。

○ 後藤純子副委員長

そうすると、今後、180セットがなくなった場合というのは、また追加で増量したりとかというのはあるんでしょうか。

○ 岡本男女共同参画課長

男女共同参画課、岡本でございます。

残数から考えると、今年度とんどんぐらいかなというふうに考えておりまして、来年度につきましては、予算要求の中で検討していきたいというふうに思っております。

○ 後藤純子副委員長

ありがとうございます。

○ 荻須智之委員

確認で、セイに関する内容というのは、りっしんべんの性か、姓名の名字か確認させていただきます。

○ 岡本男女共同参画課長

男女共同参画課、岡本でございます。

りっしんべんのほうの性です。

タイトルとしては、「性の正しい知識を～自分を大切に生きるために～」というタイトルで講演会をしていただきました。

○ 荻須智之委員

ありがとうございます。理解しました。

○ 平野貴之委員長

ほかに質問のある方。

○ 樋口博己委員

地区市民センター機能強化事業のことでちょっとお尋ねしたいんですけども、相談窓口改修というのは、窓口の仕切りを作っていただくものだと思うんですけども、これは、八つの地区市民センターでしていただいておりますが、これはもう完了ということではないのでしょうかね。

○ 堤地域調整監兼市民生活課課長補佐

市民生活課、堤でございます。

令和3年度から開始しております、令和3年度は8地区市民センター及び今年度、来年度、3か年をもって改修を進めております。

○ 樋口博己委員

これ、相談窓口改修というふうになっておるんですけど、隣のこういう仕切りの設置はできていると思うんですけど、相談コーナーという何かいすに座ってじっくり相談できる

コーナーができていう認識でよろしいんですかね。

○ 堤地域調整監兼市民生活課課長補佐

市民生活課、堤でございます。

相談ができる環境といいますのは、プライバシーが確保できておるところで、整備されておるレイアウトとか機能が地区市民センターによってまちまちでございます。中には、パーティションで仕切って相談できるスペースを確保している地区市民センターや、事務室の横に小さな部屋がございましてそちらのほうでプライバシーを確保して相談できるところ、まちまちでございますので、その地区の状況に応じて確保を進めております。

以上でございます。

○ 樋口博己委員

地区市民センターの状況に応じてということなんですが、カウンターの窓口で仕切りを作るのはできますので、やっぱりプライバシーに配慮した相談の場所をしっかりとつくることは大事かなと思います。

これは、この前も委員会の所管事務調査で議論をさせていただいた総合窓口であるとか、そういったことを考えると、やっぱりきちっとしたプライバシーに配慮されたエリアをつくっていくのが大事だと思いますので、もう既にできたところはそれはそれとして、今年度ももう設計は終わっていますか。もう今から何か詳細変更というのは難しいですかね。

○ 堤地域調整監兼市民生活課課長補佐

今現在、設計というかレイアウトを検討しておる途中でございますので、その旨、各地区市民センターにお伝えさせていただいて、極力そういうプライバシーが確保できるように努めてまいりたいと考えております。

○ 樋口博己委員

ぜひともお願いしたいと思います。

あと、タブレット、窓口用情報通信機器導入10台ってなっていますが、これは10台、もう既に全地区市民センターに設置されているということではないんですかね。

○ 堤地域調整監兼市民生活課課長補佐

市民生活課、堤でございます。

昨年度の10台につきましては配付しておりまして、窓口で市民の方々に情報提供等に活用させていただいておる形になってございます。

ただ、地区市民センターによって、活用の仕方、市民のニーズ、まちまちでございまして、主に私が伺っておりますのは、よんデジ券の案内とか、デジタルの案内をする、そういう情報提供で活用させていただいております上に、今年度、また14台先日整備してこれから配付する予定になってございまして、全ての地区市民センターのほうに配付することになってございます。

○ 樋口博己委員

令和3年度の当初予算資料では、相談や手続をはじめとした窓口機能の強化というふうになってはいますが、どことは言いませんけど、館長にお聞きしたら、オンラインの会議には使っていますけどと、そこまでの言葉だったんですけど、今のご答弁だと、地区によってはしっかり活用しているということでもいいんですかね。この相談や手続をはじめとした窓口機能の強化って、そういうふうになってはいますかね。

○ 樋口市民生活部次長兼市民生活課長

市民生活課、樋口です。

先ほど堤のほうから説明させていただいたように、今年度で全ての地区市民センターでやっと整備されるところでございます。

今、委員の質問にあったように、双方のやつは、先方さんもあることですので、今そろいましたので、今後はできる限り活用できるような調整を進めていきたいというふうを考えております。

○ 樋口博己委員

そうすると、本庁のそれぞれの課にもタブレットがあつてという意味ですか、相互にと言われると。

○ 樋口市民生活部次長兼市民生活課長



例えば、手話の説明だと、障害福祉課のほうに別途タブレットがあって、そこと通信をつないで、手話で説明をすることになっております。これで全部地区市民センターでそろいましたので、それについての周知を十分図って、タブレットが活かされるようなことについて、もっと積極的に進めていきたいというふうに考えております。

#### ○ 樋口博己委員

手話であるとか外国人の方の対応ということにはまずは活用されるんでしょうけど、もう一回言いますが、この資料には相談や手続をはじめとした窓口強化と書いてありますので、今のニュアンスと、大分これ、踏み込んだ書き方をしてもらっていますので、当初予算の資料では。

これ、手続というのはどういう手続をイメージしておるんですかね。

#### ○ 堤地域調整監兼市民生活課課長補佐

地区市民センターの窓口におきましては、市民課の証明発行以外に、年金手続等をはじめとして手続にみえる方々への相談とかそういうのを、今現在、地区市民センター窓口では電話で対応しておるのがほとんどでございます。現在、電話でも十分対応できる部分がございますが、よりサービスの向上のために今後画面でも相談できるようなものは検討してまいりたいと考えております。

#### ○ 樋口博己委員

しっかりと相談や手続、手続も入っていますから、この前、ある人が、市営住宅の随時募集の申込み用紙が欲しいんだという相談がありまして、地区市民センターにあるものやと僕も思っておって聞いたら、地区市民センターにはないんですわというので、本庁でしか申込み用紙はもらえなかったんですけど、定期募集のときには申込み用紙がありますという話だったんです。より市民に身近なそういう手続は、今年度は全地区市民センターに配備されたということなので、ぜひとも相談や手続、ここをしっかりと実践できるように、実現できるようにお願いしたいなと思います。

続けてよろしいですか。

#### ○ 平野貴之委員長

どうぞ。

## ○ 樋口博己委員

主要施策実績報告書の44ページなんですけれども、これ、市民の相続、離婚、金銭貸借などの困り事相談を行うということになっていまして、市民の日常生活における困りごとや悩みの解決に資するためということになっていまして、これ、いろんな相談事って、さっきの男女共同参画も相談ですけれども、消費生活相談対応とかいろんな相談ってあるんですけど、これ、男女共同参画はちょっと色合いが違うと思いますけど、一般的な日常生活の相談なんかは、これ、その場で相談を受けて解決することってあるんですかね。ほか弁護士相談とかもありますけど、また行政につないで解決するという話もあると思うんですけど、その辺ところ、どうですか、市民の満足度というか、これは件数が指標になっておるんですけど、相談件数は多ければしっかりと相談しているということにはなりませんけど、そういう相談事がないほうがいいんですけれども、そういう相談事の窓口の満足度というか、そういうのはどのように捉えていますかね。

## ○ 山田市民生活課市民・消費生活相談室長

市民・消費生活相談室、室長の山田と申します。よろしく申し上げます。

指標のお話ということなんですけれども、現在出しておりますのは過去3年間の相談件数を平均とさせていただいて、せめてこの相談件数は超えてご相談を受けるのがサービスなのかなというふうに理解しておりますが、委員ご指摘のとおり、数が多いことがいいのかというのは、確かに分かれるところかなと思っております。

満足度というところではあるんですけれども、現在、うちのほうの市の相談員のほうでまず実際にお話を受けさせていただいて、内容によって、先ほどの、例えば相続であったりとかということであった場合は、実際に手続の関係であれば、行政書士さんのほうの相談をご案内——無料相談がございますので——させていただいたりとか、司法書士のほうにご相談させていただいたりとか、場合によっては複雑であれば弁護士相談のほうへおつなぎするということはございますけれども、相談員のほうでももちろん法律知識のほうを日々勉強しておりますので、口頭で、電話の中であったりとか対面の中でお答えはさせていただいておりますけれども、ご指摘のような、どれぐらいご本人さんが解決したかとか、どこの窓口実際におつなぎしたかという件数をちょっと数字としては取っておりません

ものですから、なかなかちょっと今満足度ということでご返答することは難しいかと思いますが、相談員で難しいと判断した場合には、毎週、例えば弁護士相談であれば毎週木曜日と、行政書士相談であれば月2回、第1と第3の火曜日というような形で、相談員のいる時期、実際の司法書士さんなり、弁護士さんがお越しいただく時期がございますので、そちらに今はおつながりしているというのが実情でございます。

#### ○ 樋口博己委員

ちょっと僕、分かりませんが、市民アンケートを毎年やっていますよね。そういうところでも何かそういう行政の相談事で解決できてよかったとか、何かそんな項目はあるのかなのか分からないですけど、相談にみえた方に対して少し何かそういうお声を取るというかお聞きするような場面もあってもいいのかなと思うんですけども、どうなんでしょうか、全般的にこういう相談業務に対しての。

#### ○ 山田市民生活課市民・消費生活相談室長

市民・消費生活相談室、山田と申します。

先ほどのお話の中では、例えば毎年取っている市民アンケートの項目に加えてみるとかというのにも確かに一つなのかなとも思ったりもしますので、どういった形で取らせていただくのがいいのかなというのはちょっと、室であったり課内であったり部内であったり、相談させていただいて、何かしら数値でお示しできるようなものができたらと今のところは思っております。

#### ○ 樋口博己委員

ぜひともそういう、一生懸命多くの相談を受けていただいていますので、そういう評価、数字だけではない、人の気持ちが表れるような評価、指標も今後考えていただきたいなと思います。

主要施策実績報告書68ページの先ほどの男女共同参画のほうなんですけど、一つはこれ、女性の方の相談が多いとは思いますが、男性の相談の割合はどれぐらいあるのかなというのと、あと、相談員の育成や資質の向上ってなっていますけど、この辺少し、もう少し具体的にどんな取組をしてみえるのかを教えてくださいなと思います。

## ○ 岡本男女共同参画課長

男女共同参画課、岡本と申します。

委員ご指摘のとおり、女性の相談と男性の相談とどちらかというご質問になりますと、圧倒的に女性の相談がということになります。

女性の相談に関しましては、電話相談を受けて、必要があれば面接につなぎ、そこでさらに、もっと問題があるというか複雑なものに関しては、臨床心理士相談であるとか法律相談のほうにつないでおります。それを、臨床心理士相談と法律相談は月1回ですけれども、電話相談については毎日していると。加えて、水曜日は夜間の電話相談もしております。それに比べまして、男性の電話相談は月に1回です。

ただ、昨年度はちょっとコロナの関係もございまして、4回ほど先生に——先生が県外の方ですので——お越しいただけなかったということがございまして、今年度は、今まで第4土曜日の、昨年度までは2時間の相談だったんですが、今年度は1時間延ばしまして午後1時から午後4時までの相談にさせていただきました。

コロナになるまでは、例えば2時間の中で、男性電話相談がかかってこなかったという日もあったんですが、昨年度と今年度に関しましては、毎回、相談日にはお電話がかかるようになりました。延長した1時間のときにもかかってくるようになりまして、今月の第4土曜日は一番多かったんですけど6件ほどお電話がございました。

それで足りているのかどうかというご議論もあるかと思うんですが、県のほうも月に1回の男性電話相談をしております、男女共同参画センターといたしましては、取りあえずはそれで支援できているかなというふうな認識を持っております。

## ○ 樋口博己委員

研修については。

## ○ 岡本男女共同参画課長

男女共同参画課、岡本でございます。

研修につきましては、昨年度、うちに臨床心理士相談に来ていただいている先生に講師になっていただきまして、8回の婦人相談員特別研修を行いました。

外部研修なんですけど、なかなかコロナで外に出ていけないということがございまして、出向いての研修というのは難しいんですが、そうではなくて、例えばオンラインで研修が

受けられるようなものとかもございますので、そういうのを交代で受けるようにして、資質を高めるようにいたしております。

#### ○ 樋口博己委員

分かりました。

男性の相談も件数は増えているということですよ。男性に関しては、専門の方に来ていただくので、そういう研修とか資質向上というよりも、きちっとしたスキルを持った方がやっけていただいているということで確認させていただきました。

婦人相談員の方は、人数は足りているんですかね、今、不足しているように思うんですが。また、もし不足しているのであれば、その取組があれば教えてください。

#### ○ 岡本男女共同参画課長

男女共同参画課、岡本でございます。

現在、2名の婦人相談員で対応しております。定数は4名ですので、2名欠員しております。広報で今、昨年度までは時期を定めて、募集期間が終わったら、次また募集してということを繰り返してきたんですが、今年度から随時募集という形で、いつでもご応募くださいというような形を取っております。

それと、今年度は三重県の社会福祉士会のほうのホームページでPRしてもらいをお願いをしました。ですが、残念ながらご応募もございませんし、あと、どうですかというようなお問合せもいただけていないというのが現状でございます。

#### ○ 樋口博己委員

これ、定数4人の中で2人ということで、相談し切れていない、受けることができなかつたということも、そういう事例も多分あると思いますし、電話したけれども話し中であつたらなかつたのでもう相談しなかつたということもあるのかも分かりません。

2人足りないということですが、婦人相談員という方は資格が必要なんですか、それとも人の問題で、人がよければ研修なりで大丈夫だということなのか、どっちなんですかね。

#### ○ 岡本男女共同参画課長

男女共同参画課、岡本でございます。

例えば、保育士さんとか看護師さんのような婦人相談員という資格があるわけではありませんので、そういう国家資格がどうしても要するという職種ではないんですが、幾つかある程度の資格を決めておりました、例えば、社会福祉士の資格を持っているとか、臨床心理士とか公認心理師とか、学校の先生の経験があったとか、保育士をしていたとか幾つかの受検資格は設けておりますが、何々の資格がないとやれないという職種ではございません。

○ 樋口博己委員

分かりました。

でも、足りないので、しっかりと今後も努力いただきたいなと思います。

相談しようと思ったけれどもできなかった、することをやめたということがないように、男性も含めて、しっかりフォローいただきたいなと思います。よろしくお願いします。

一旦切ります。

○ 平野貴之委員長

ほかに質問のある方。

○ 後藤純子副委員長

夜間の電話相談というのもあるかと思うんですけど、これは婦人相談員の方が対応するのでしょうか。

○ 岡本男女共同参画課長

男女共同参画課、岡本でございます。

委員のご質問につきましては婦人相談員が対応しております。

○ 後藤純子副委員長

そうすると、1日の勤務時間が長時間にわたってしまったりするということですか。

○ 岡本男女共同参画課長

男女共同参画課、岡本でございます。

出勤時間をずらして、お昼というか午後0時出勤で、7.75時間勤務するように、水曜日は1人なんですけど、交代でそのような体制で見えています。

○ 後藤純子副委員長

夜間電話相談、じゃ、毎日実施されていますか。

○ 岡本男女共同参画課長

男女共同参画課、岡本でございます。

水曜日だけです。

○ 後藤純子副委員長

ありがとうございます。

○ 平野貴之委員長

ほかに質問のある方。

○ 中村久雄委員

防犯のまちづくりのほうで、富田にできた北警察署の跡地のよっかいち防犯ステーション運営関連経費で、決算額が約115万円。警察OBの方が行っているというんですけど、人件費もここに入っておるんですか。

○ 石田市民協働安全課長

市民協働安全課、石田でございます。

人件費のほうは別になっておりまして、うちの課の予算ではございませんものですから、ここには入ってまいりません。

○ 中村久雄委員

人件費のほうは、会計年度任用職員の中に入っておるわけね。何人の方がここに常駐されているんですか。

○ 石田市民協働安全課長

市民協働安全課、石田でございます。

防犯ステーションにつきましては、常勤の会計年度任用職員2名とパートタイムの会計年度任用職員の1名ですね。3名とも警察OBではございますけれども、それで勤務をしております、午前11時半から20時まで開けておりまして、通午前常は2名体制、月曜日のみ3名ということでやっております。

○ 中村久雄委員

分かりました。

地域の方の声というのはどんな感じですか。評判よくいっておるのやろうか。

○ 石田市民協働安全課長

市民協働安全課、石田でございます。

地域の方の声というのはありがたいという声が多くて、もっと触れ合いたい昨年度だったんですけども、コロナの影響であまり地域の行事、学校への行事に参加できず、パトロールが主になりまして、ただ、コロナがちょっと弱まったときに、5回だけですけども地域の高齢者の集まりに出させていただきます、交通安全でありますとか、オレオレ詐欺の、特殊詐欺のこととか、ご説明をさせていただきました。

それから、最近はいろんなご相談をお受けしてまして、スケートボードを路上や公園でしているということで、それでご相談をいただきまして、地区市民センターと連携をしながら、いつもパトロールの中でそこを通過して、少年たちに声をかけるというようなことをさせていただいていたりします。

そういう意味で、ちょっとパトロールというのが主になりましたけれども、今後はコロナの収束を待って、いろんな形で地域の方に防犯を呼びかけられるように、それから、皆さんが動いていただけるように、ちょっと仕掛けていきたいなと思っております。

○ 中村久雄委員

富田って結構防犯活動をしっかりされているというところなので、非常にありがたいかなというふうに思います。

防犯ステーションに子供たちも遊びに行ったりできるんですかね。



## ○ 石田市民協働安全課長

防犯ステーションに子供が来たというのは何回かあると聞いています。

昨年の2月からですので、2月から当初は住民さんも含めていろんな方に来ていただいて、それからコロナでなかなか来ていただけなくて、また今年の4月からぼつぼつぼつ、警察に相談するのかなというような相談がまずうちに来るとい、大人の方中心になってはきておりますけれども、青パトでいつも下校時と夜間に回っておりますので、下校時に顔の会う子供たちが寄ってくれるということはあるようです。

## ○ 中村久雄委員

派出所より垣根の低いところで、みんなが、市民の人が身近に楽しく行けるようになるように期待していますのでよろしくお願いします。

あと、続けていいですか。

防犯カメラが110台ついたということで、主要駅は除いて、各停で止まる駅に前年度は1台ずつつけたということですが、そこでよくテレビでやっているように、そういう犯罪者がおったとき、防犯カメラを追って行って特定できるというのがやっていますやんか。そういうふうな流れになりつつあるのかな。

## ○ 石田市民協働安全課長

市のほうで利用者の多い駅に、出入口であるとか、自転車置場にカメラを市のほうが設置しておるとい事業がございまして、これまで23台つけてきておるわけですが、これに関しましては、各駅1台が原則になっていまして、そうすると、二つ入り口があるところは片方しかないわけなんですけれども、それでも、法令に基づいて、警察さんから画像を見てほしいとかというようなことはあります。

その場合に、警察さんが、市がつけたカメラや民間さんがつけたカメラ、自治会などがつけたカメラの位置を分かっておって、追いかけているというのはあるのかも分からないですけど、その辺りは全く教えていただけないので、どのように使われておるかというので、うちへの照会はあったことは事実ですけど、それをどう使われているかはちょっと分かりません。

## ○ 中村久雄委員

犯罪を防止するにはパトロールや地域の見目、やっぱり地域の目が大事やと言うんですけど、コロナで本当に外へ人が出ていない、もう一昔前やったら井戸端会議するおばちゃんたちが犯罪抑止に役に立ったんやなと思いますけど、その井戸端会議もないというので、カメラが頼りになるのかなと思いますけど、続けて、カメラでこの下にある客引き防止のあれではカメラはあまり使わないんですか。パトロール、啓発だけですか。

○ 石田市民協働安全課長

カメラにつきましても、昨年度、監視用カメラということで設置をしております。

こちらのほうは、ネットワークカメラになっておりまして、どういうカメラかというのと、手元の携帯で画像が見れるという形を取らせていただいております、ただ、それが直ちに、そこで見て、駆けつけて、おまえ、やったなって話にはならないものですから、動向をうかがうというか、現実、実情を調査するのに使っておるような状態です。

以上です。

○ 中村久雄委員

抑止効果にはなるように設置したのかな、カメラ作動中とか。

○ 石田市民協働安全課長

まずは、自治会さんに設置していただくカメラもそうですけれども、我々がつけるカメラも監視カメラ作動中ということで大きく表示をさせていただいております。

まずそれで、一つ牽制をしておると思うんですけれども、客引き監視カメラにつきましては、そのとき、その日、その日に見れるものですから、後からその場所へ行って、おまえ、あれ、写っておるぞという話はできるかと思いますので——おまえがやったなというのはなかなか言えない話なんですけれども——ここに映っているからねって、ずっとおったらあかんよということを言わせていただいていると思います。

以上です。

○ 中村久雄委員

いろんな手を使いながら抑止効果を高めて、安心で皆が過ごせるまちに近づけていってほしいと思います。

以上です。

○ 平野貴之委員長

ほかに質問のある方。

○ 森 智子委員

地区市民センターにW i - F i はもう既に整備はしていただいているかと思うんですけども、男女共同参画センターはもりあはどうか教えていただいてもいいですか。

○ 岡本男女共同参画課長

男女共同参画課、岡本でございます。

本年度工事をする予定で、今日多分入札だったかなということです。

○ 森 智子委員

利用者の方たちが、結構言っていらっしゃったのでよかったです。ありがとうございます。

続いて、マイナンバーカードですけれども、申請率と普及率の差をちょっと教えていただければなと思ってしまして、申請率は47%ぐらいしているようなんですが、交付率39.何%というところで、申請をして交付をされるまでの1か月の間で、それだけの普及率が上がるのかという、ちょっとそこを教えていただきたいと思います。

○ 酒井市民生活部参事兼市民課長

市民課、酒井でございます。

確かに、申請率、申込みをされた方の数と、それから交付率、カードを手にした方の差は小さくないというふうな認識はございます。いろいろな事情があるようで、お申込みをされて、その後市外に転出された方、あと、また、残念ながらお亡くなりになられた方、それから、申込みしたこと自体をお忘れになられた方とか、そういう方、いろいろな事情があるようです。

定期的に、あなた、申請されていますけどまだ受け取りになられていないというので、お手紙を出して周知はさせていただいておるんですけども、なかなかその差が埋まらないというのが実情でございまして、これは、他市町を見ても、やはり差が出ておるのは事

実でございます。

今、申しましたように、極力そういう周知をして、せっかくご申請いただいた方にカードを持っていただけるようには、今後も引き続き努力していきたいと考えます。

以上でございます。

#### ○ 森 智子委員

ありがとうございます。

申請率が50%近くになってきているということを考えると、そろそろ交付も50%いくのかなという期待が結構あるんですけども、なかなかいかんというところで、ありがとうございます。

あと、マイナンバーカードの申請ですけれども、出張をして、申請をしていただく企業であったりとか、また、イベント会場であったりとかというところの出張をしていただくときには申請時来庁方式で、受け取りはもう来庁しなくていいというやり方だと思うんですけども、例えば、市外にいらっしゃって、学生とかで、1回しか、なかなか夏休みのタイミングで来れないという方が、その時期に合わせて、1回来たらもう交付できるまで来庁しなくてもいいというような、そういう普通の一般の申請に関しても、申請時来庁方式というのはやっぱり取れないものなんでしょうかと思ひまして、一度お尋ねをさせていただきます。

#### ○ 酒井市民生活部参事兼市民課長

市民課、酒井でございます。

今、おっしゃられましたようにいろいろやり方はあると思います。昨年度、申請時来庁方式というやり方をやって、今年度は、今のところ、そういうことは取り組んでいない。ただ、去年やっていないような取組も今年度はやっておりますので、いろいろな方法を組み合わせながら、今、お話がありましたように交付率を上げていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

#### ○ 森 智子委員

ありがとうございます。

国のマイナポイント制度も9月末までの申請で、マイナンバーカードを受け取った人が対象になるというところもありますので、やっぱりマイナンバーカードを持たない人たちの理由というのは、面倒くさいというところが一番であるという情報も伺っていますので、何とか交付率もしっかりと上げていかなあかなというのはすごく感じていますので、しっかり交付した後の活用方法もやっぱりどんだんどんだんやっぱりスピードアップをしながらやっていくべきなのかなというふうにも感じているところです。

一旦、以上で。

○ 平野貴之委員長

ほかに質問のある方。

○ 樋口博己委員

マイナンバーカードの直近の数字って今分かりますか。

○ 酒井市民生活部参事兼市民課長

交付率で申しますと、7月末で41%になっております。人口でいいますと、12万人ちょっとですので、市民の方、12万人の方がお持ちであると、そういう状況でございます。

○ 樋口博己委員

今日、8月末なので、また後ほど結構ですので、8月末の申請数、交付数を。あしたもまたがるのかな、ここは、分かりませんが。

○ 藤枝市民課副参事

市民課、藤枝でございます。

8月末の数字につきましては、いつも県のほうから情報が参るんですけども、大体1週間後ぐらいに到着するかと思いますので、少々お時間をいただくことになるかと思いますが、届き次第、またすぐにお伝えさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○ 樋口博己委員

交付数と申請数も出ますかね。

○ 藤枝市民課副参事

市民課、藤枝です。

申請数、交付数とも出ます。

○ 樋口博己委員

それはよろしく申し上げます。

主要施策実績報告書で50ページなんですけれども、市政情報の迅速な提供というところで、自治会加入率というふうにあります。これ、四日市市自治会加入の促進と自治会活動推進のための条例が令和2年4月1日に施行されたということで、これの効果というか、どんなふうを受け止めてみえますかね。加入率の実績はそんなに伸びていないんですけれども。

○ 樋口市民生活部次長兼市民生活課長

市民生活課、樋口でございます。

加入者は、確かに、それで大きく伸びたということは事実ございません。しかしながら、やはり、これ、自治会長も市民の方も自治会の在り方というものを、この条例をつくることによって、きちんと認識されていくようになったのが、それが大きな効果であるというふうに考えております。

○ 樋口博己委員

そうすると、自治会というのは、強制でも何でもなくて任意加入、任意団体ですよ、自治会って。そういう中で、この条例を一つの根拠として、加入促進の働きができていくというふうを受け止めていいですかね。

○ 樋口市民生活部次長兼市民生活課長

市民生活課の樋口でございます。

確かに任意ということで、入らなくてもいいということを言われる市民の方も事実におみえになります。

一方で、自治会があるからこそ成り立つ、例えば先ほどの防犯外灯であったりですね、そういうことのPRをしながら、自治会加入促進をすることによって、自治会長も今まで当たり前のように思っておったことが、それは自治会があつてということに理解し、市民の方にもそれを思っただけで入っていただくようになっていったというふうに感じております。

○ 樋口博己委員

ぜひともさらに促進をいただきたいなと思います。

それで、これ、自治会連絡事務費約6800万円というのは、これは、自治会長への手当というか、それでいいんですよね。

○ 樋口市民生活部次長兼市民生活課長

市民生活課長の樋口です。

これにつきましては、自治会で回覧等でいろんな広報とか、あとは掲示も貼っていただいております、そういうふうな委託業務費でございます。

○ 樋口博己委員

そうすると、自治会長手当というのかちょっと分かりませんが、それはまた別であるということですかね。

○ 樋口市民生活部次長兼市民生活課長

この経費につきましては、自治会長の頭割りで払っていますので、実態として、地区によってはそれをもって自治会長の手当にしておるところが多いというふうに認識しております。

○ 樋口博己委員

ごめんなさい。約720自治会で約6800万円ということは、1人頭で割ると大体出ますけど、自治会長、自治体活動って広域に様々にわたりますので、毎年こういう話が出るかも分かりませんが、自治会長さんへの手当というのか、これはしっかり考えていかなあかんのかなと思います。自治会長さんの成り手がいないというところはたくさんありますし、とあるところは半年で替わるという話もありますし、半年で替わらなくても、任期が2年

とすると、2年で輪番制でやっているというところもありますので、一方で、何十年って自治会長さんが替わってもらえないというところもありますので、ちょっとそういったところも、条例も制定されていますし、役割もしっかりと明確にはなっていますので、改めて力強く推進いただきたいなと思いますが。

○ 樋口市民生活部次長兼市民生活課長

市民生活課の樋口でございます。

同様のご意見、自治会長さんからも多くいただいております。来年の予算に向けて、しっかりと積算をしてまいりたいというふうに考えております。

○ 樋口博己委員

今の答弁は来年度は増やしていくという意味ですか。

○ 樋口市民生活部次長兼市民生活課長

来年度と言わず、予算をつけていくときには、きちんとそういうことも踏まえて、適正な価格で委託していきたいということです。

○ 樋口博己委員

適正な価格、適正という言葉は非常にいい言葉なので、何が適正かよう分かりませんが、増額をぜひとも考えて、その方向性で考えていただきたいなと思います。よろしくお願ひします。

部局別の資料では25ページかな、地域マネージャーの会議の概要、研修というか、地域の諸課題に関する検討や地域マネージャー相互及び市民生活課との情報交換、意見交換や研修ということで6回行っていただいております。

これ、たしか、地域マネージャーってどここの地区に応募するという感じですよ。市として20人募集するから、市が采配して配置するというわけじゃなくて、何々地区の地域マネージャーさん募集ということでそこへ応募するわけですよ。

そうすると、人なのでそれぞればらつきもありますし、特別な思いの中でそこへ申し込んだ方もみえるでしょうから、そういう場合はいいんでしょうけど、これ、コロナで6回だったのか、もっと開催する予定だったのか、その辺はどうなんでしょうか。



○ 堤地域調整監兼市民生活課課長補佐

市民生活課、堤でございます。

年間目標としましては、10回を目標にはしておりましたが、おっしゃるように、コロナ禍でございまして、集まって会議すること、研修することについて、ちょっと見送りがありましたもので、6回にとどめさせていただいたということになってございます。

○ 樋口博己委員

主要施策実績報告書の目標は10回となっていますけど、今年度はタブレットもありますし、それこそ対面でできなくてもオンラインでこういった会議もできるかと思っておりますので、ぜひとも、先ほど館長権限予算の話も出ていましたけど、館長権限予算って館長が1人で決めるわけではないですし、自治会の皆さんや社会福祉協議会の皆さんや地域マネージャーさんも含めて、知恵を出し合って、地区でどういうことをしようかという話になってくるかと思っておりますので、地域マネージャーさんって、中村委員なんかは元地域マネージャーをしてみえたということですけど、非常に大事なポジションであるはずなので、やっぱり市内で、市の職員じゃない、正規の職員じゃない立場での地域に根差した、市の職員じゃないというところとちょっとあれですね。

(発言する者あり)

○ 樋口博己委員

会計年度任用職員ですね。正職員じゃないという立場での職員ですので、非常にいい立場ではあると思います。

だから、地域マネージャーの人による地域格差が生まれないように、もっとこれ、年間10回、令和3年度は10回以上ですから、今年度は何回ぐらいを想定しておるでしょうかね。

○ 堤地域調整監兼市民生活課課長補佐

目標として、同じく10回程度を目標としておりますが、やはり前半コロナの影響もございましたので、現在までまだ1回で、来月2回目を開催する予定でございます。

ご意見を参考に、オンライン開催等も含めて数を増やしていくことも検討してまいりたいと思っております。

## ○ 樋口博己委員

全員が一斉に採用ではないと思いますので、1年目の方、2年目の方がみえると思いますので、市の職員でも階層別研修とかありますので、そういったことも含めて、しっかり地域マネージャーさん、気持ちはしっかり前向きに持ってみえる方ばかりだと思いますので、そこでやっぱり行政からノウハウなり、そういうヒントなりをしっかりと研修等でお伝えして、地域が活性化できるようにお願いしたいと思います。

地区市民センターの活用頻度とか、図書館の利用とか主要施策実績報告書に載っていますが、これもやっぱり、結局地域活動がどれくらい活発かどうかで、コロナがあるないもあるんでしょうけど、ある意味、地区によってはコロナがあるからもう地区の行事は一切なしだということもありましたし、逆に、コロナを対策しながらしっかり行事をやろうということもありますので、そういったところも含めて、やっぱり地域マネージャーさん、重要なポイントになるかと思いますので、まだ1回しか研修していないということでもありますので、今年度しっかりと取り組んでいただきたいなと思います。

## ○ 樋口市民生活部次長兼市民生活課長

ご意見ありがとうございます。

先ほどご意見の中にありましたけど、今年度から地域マネージャーになった方も多数おみえになります。こういう方を中心に、この研修以外に市民協働安全課でやっておる地域づくりマイスター養成講座、こういうのを受けていただいてスキルアップしていただいたり、また、マネージャー同士、ブロックごとに話し合ったりして、横展開しながら、それぞれ地域のやり方とか、そういうのを学んでいっていただいております。

それと、身分、立場的には会計年度任用職員ということで、我々と実は同じなんですけれども、やはり採用する際に、色々な経験を持った方、そういう方を採用して、しっかりと行政ではなかなか気づかないところにマネージャーの意見を取り入れながら、館長権限予算なり、先ほど言った図書館の整備だったり、そういうことを実施してまいりますので、またご意見をいただいてさらに強化してまいりたいというふうに考えております。

## ○ 樋口博己委員

ちなみに、私の地元の地域マネージャーさんはしっかりすごく頑張っていただいておりますので、そういう方ばかりだと思いますけど、やっぱりノウハウなりヒントをしっかりとお

伝えたいと思いますよろしくお願いします。

○ 平野貴之委員長

ほかに質問のある方。

ないですか。ないですね。

(なし)

○ 平野貴之委員長

それでは、質問は出尽くしたとみなしますので、次、討論に移りますが、討論のある方は挙手をお願いします。

(なし)

○ 平野貴之委員長

討論ありませんので、簡易採決に移ります。

議案第18号令和3年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定のうち、歳出第2款総務費、第1項総務管理費中関係部分、第3項戸籍住民基本台帳費、第10款教育費、第5項社会教育費、第3目公民館費中関係部分については、認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 平野貴之委員長

異議なしと認め、本件は認定すべきものと決しました。

全体会に送るものはありますか。

(なし)

[以上の経過により、議案第18号 令和3年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決

算認定について、一般会計、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費（関係部分）、第4目文書広報費（関係部分）、第10目地区市民センター費、第11目国際化推進費（関係部分）、第12目あさけプラザ費、第13目計量消費経済費、第16目男女共同参画費、第17目コミュニティ活動費、第18目市民活動費、第19目文化振興費、第20目生涯学習振興費、第23目諸費（関係部分）、第3項戸籍住民基本台帳費、第10款教育費、第5項社会教育費、第3目公民館費（関係部分）について、採決の結果、別段異議なく認定すべきものと決する。]

○ 平野貴之委員長

では、新たに論点整理シートを作成する必要があるというものはありますか。  
ないですか。

(なし)

○ 平野貴之委員長

ないということです。

市民生活部については、前回からの提言チェックシートはありませんので、市民生活部に関する議題は全て終了いたしましたので、お疲れさまでした。

本日の会議はこちらで終わりとさせていただきますので、続きは明日から再開させていただきます。どうもお疲れさまでした。

16 : 02 閉議